

【分冊 1】

三重県公共工事共通仕様書

平成 28 年 7 月 制 定

平成 29 年 7 月 一部改正

平成 29 年 11 月 一部改正

平成 30 年 7 月 一部改正

三 重 県

三重県公共工事共通仕様書

総 目 次

【分冊 1】

第1編 共通編(技術管理課).....	1-1
第2編 河川・水路編(河川課).....	2-1
第3編 海岸編(港湾・海岸課).....	3-1
第4編 砂防・地滑り防止編(防災砂防課).....	4-1
第5編 ダム編(防災砂防課).....	5-1
第6編 道路編(道路建設課、道路管理課).....	6-1
第7編 港湾編(港湾・海岸課).....	7-1
第8編 下水道編(下水道課).....	8-1
第9編 建築編(営繕課).....	9-1
第10編 植栽工編(都市政策課).....	10-1
第11編 水道・工業用水道編(企業庁).....	11-1
第12編 農業農村整備編(農業基盤整備課).....	12-1
第13編 漁港漁場編(水産基盤整備課).....	13-1
第14編 林道編(治山林道課).....	14-1
第15編 治山編(治山林道課).....	15-1
第16編 自然公園編(みどり共生推進課).....	16-1
第17編 電気・機械設備編.....	17-1

【分冊 2】

建設工事施工管理(案)	
建設工事施工管理基準(案)	1
写真管理基準(案)	259
森林整備施工管理基準	320
森林整備写真管理基準	323
生コンクリートの取り扱いマニュアル	1
RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1
様式一覧	1
添付資料	1

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1 適用

1. 適用工事

「三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」は、三重県が発注する公共工事（以下「工事」という。）に係る「建設工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）」及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「三重県建設工事監督要領」及び「三重県建設工事検査規則（以下「検査規則」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、出来高検査）にあたっては、「三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号）」第84条、第85条に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 契約図書

契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

4. 優先事項

契約図面、**特記仕様書**及び**工事数量総括表**に記載された事項は、この**共通仕様書**に優先する。

5. 設計図書間の不整合

特記仕様書、**契約図面**、**工事数量総括表**の間に相違がある場合、または**契約図面**からの読み取りと**契約図面**に書かれた数字が相違する場合、受注者は**監督員**に**確認**して**指示**を受けなければならない。

6. 工事の履行

受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、**監督員**の**指示**がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第26条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

7. 適用図書

適用する図書、基準等については、当該工事発注時点（発注公告時点）での最新のものを適用するものとする。

8. SI単位

設計図書は、**SI単位**を使用するものとする。**SI単位**については、**SI単位**と**非SI単位**が併記されている場合は（ ）内を**非SI単位**とする。

1-1-2 用語の定義

1. 監督員

公共工事においては、本仕様書で規定されている**監督員**とは、契約書第9条第1項に基づき発注者が選任しその職及び氏名を受注者に通知した総括監督員、主任監督員及び専任監督員とともに、必要に応じて発注者が配置する補助監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び専任監督員が対応する。

2. 支援技術者

支援技術者とは、監督業務を支援するものであり、契約書第9条に規定する**監督員**でなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しない。

3. 契約図書

契約図書とは、契約書及び**設計図書**をいう。

4. 設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

5. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。

6. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

7. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

8. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

9. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

10. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

11. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

12. 工事数量総括表

工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

13. 見積参考資料

設計図書の他に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。

14. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

15. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。

16. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

17. 受理

受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1編 共通編 第1章 総 則

18. 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

19. 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

20. 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

21. 通知

通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

22. 連絡

連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

23. 納品

納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

24. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

25. 情報共有システム

情報共有システムとは、監督員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

26. 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

27. 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

28. 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

29. 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

30. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。

31. 工事管理台帳

工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。

32. 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

33. 電子成果品
電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
34. 工事関係書類
工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
35. 確認
確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
36. 立会
立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
37. 段階確認
段階確認とは、設計図書に示された施工段階、監督員の指示した施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
38. 完成検査
完成検査とは、検査員が契約書第31条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
39. 出来高検査
出来高検査とは、契約書第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
40. 中間検査
中間検査とは、検査員が三重県建設工事検査規則第25条に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
41. 検査員
検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事の検査を行うために発注者が定めた者をいう。
42. 同等以上の品質
同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。
なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
43. 工期
工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
44. 工事開始日
工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
45. 工事着手
工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
46. 工事
工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
47. 本体工事
本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
48. 仮設工事
仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。
49. 工事区域
工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
50. 現場
現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

51. SI

SIとは、国際単位系をいう。

52. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

53. JIS規格

JIS規格とは、日本工業規格をいう。

54. JAS規格

JAS規格とは、日本農林規格をいう。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、発注者は設計図書の照査以外の書面の追加については、契約書第19条によるものとし、監督員の指示によるものとする。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-4 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱で定める様式により作成し、発注者に提出しなければならない。

1-1-5 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理

- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

4. 技術提案の記載

総合評価方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した受注者は、技術提案書のすべての提案に基づく施工方法等を施工計画書に記載しなければならない。

ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めない提案については、施工計画書に記載してはならない。

1-1-6 技術者（監理技術者等）等

1. 技術者の選任

受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表1-1に示す予定価格に該当する監理技術者等を選任しなければならない。

表1-1 監理技術者等の資格

予定価格	主任技術者又は監理技術者の資格	
8,000万円以上	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）の1級に合格した者 ロ. 技術士法（昭和32年法律第124号）による2次試験に合格した者 ハ. 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者（平成元年建設省告示128号に規定された者）	
2,500万円以上 8,000万円未満	主任技術者	監理技術者
	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定の1級又は2級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者	当該工事の施行にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定の1級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者

第1編 共通編 第1章 総 則

5. 支援技術者

受注者は、**設計図書**で建設コンサルタント等に委託した、**支援技術者**の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する支援技術者については、特記仕様書に定めがない場合、監督員から通知するものとする。

- (1) 受注者は、**支援技術者**が**監督員**に代わり、**現場**に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、**図面**等）の**提出**に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 支援技術者は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示、通知又は連絡等を支援技術者を通じて行うことがある。
また、受注者が監督員に対して行う報告、**通知**又は連絡は支援技術者を通じて行うことができる。
- (3) 監督員からの受注者に対する指示、通知又は連絡等が支援技術者を通じて行われた場合は、監督員から直接指示、通知又は連絡等があったものと同等である。

1-1-9 工事用地等の使用

1. 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2. 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定めまたは**監督員**の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5. 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

7. 地権者の了承

受注者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。

8. 損傷時の処置

受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

1-1-10 工事の着手等

受注者は、契約を履行しようとするとき発注者に工事着手届を提出した上で、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に、工事着手しなければならない。

1-1-11 工事の下請負

1. 下請負の要件

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。
- (3) 下請負者が三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている場合には、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止期間中でないこと。
- (4) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。
- (5) 下請負者は、「三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱」の別表－1に掲げる要件に該当しない者であること。
- (6) 下請負者は、契約書第7条の2に基づく社会保険等の届出義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。

2. 下請負通知書

受注者は、下請負に付する場合には、部分下請負通知書を**監督員**に提出しなければならない。

1-1-12 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請け金額にかかわらず、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）（以下「実施要領」という）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、実施要領で規定する「2. 対象工事」中の「工事を施工するために、締結した下請契約の代金の額（当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上になる工事」とあるのは、「工事を施工するために下請負契約を締結した工事」と読み替え、「3. 記載すべき内容（注2）」中の「施工体制台帳の作成等について」（平成13年3月30日付け国総建第84号）」とあるのは、「施工体制台帳の作成等について（通知）」（平成26年12月25日付け国土建第198～202号）」と読み替えるものとする。

2. 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び実施要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを**監督員**に提出しなければならない。

なお、施工体系図に記述する工事内容は、**契約図書**の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

第1編 共通編 第1章 総 則

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が**契約図書**に違反したまたは**監督員**の指示に従わない場合等、**監督員**が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を**監督員**を通じて発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、設計変更を行う際には、三重県設計変更ガイドラインを適切に運用すること。

1-1-18 工期変更

1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく**工期**の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを**監督員**と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、**監督員**はその結果を受注者に**通知**するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第21条に基づき**工期**の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第22条第1項に基づき**工期**の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

1-1-19 支給材料及び貸与品**1. 一般事項**

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品精算書、支給材料精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

4. 引渡場所

契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

5. 返還

受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

6. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

7. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

8. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-20 工事現場発生品**1. 一般事項**

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-21 建設副産物**1. 一般事項**

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

第1編 共通編 第1章 総 則

表 1-5

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

3. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

4. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、受注者は、協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。

- ① 調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに確認するものとする。
- ② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。なお、低振動型建設機械のうちバックホウについての協議は省略できるものとする。

低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況及びシールを写真撮影したものを整理し、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示するものとする。

5. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

6. 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

7. 六価クロム溶出試験

セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、以下によるものとする。

- (1) 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。
- (2) 配合設計段階の試験結果が土壌環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を越える場合は基準内に納まるよう設計図書に関して監督員と協議するものとする。

8. 廃油等の適切な措置

受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

9. 水中への落下防止措置

受注者は、水中に工所用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

10. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

- (1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。
また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。
- (2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

11. 石綿等

受注者は、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について監督員と協議するものとする。

12. 鉛等有害物質

受注者は、橋梁等建設物に塗布された塗料中の鉛やクロム等有害な物質の有無について監督員に確認するものとする。

また、監督員より、有害な物質の有無の調査を指示された場合は、調査を実施し、結果を監督員に報告するものとする。

監督員への確認又は調査結果により法令等で指定される基準等を満足しない有害物質が確認された場合は、「鉛中毒傷害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第37号）」等関係法令に基づき実施しなければならない。

なお、費用、工期等については監督員と協議するものとする。

1-1-37 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-38 交通安全管理**1. 一般事項**

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

2. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、**監督員**、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

4. 工事用道路の維持管理

受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

5. 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

6. 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

7. 工事用道路共用時の処置

受注者は、**特記仕様書**に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

8. 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

9. 交通安全管理

前各項に係る詳細については、以下のとおり交通安全管理を行うものとする。

(1) 安全管理

受注者は、安全管理については、下記によるものとするが、**現場**の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。

第1編 共通編 第1章 総 則

1) 交通規制及び標識

- ① 受注者は、**設計図書**に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
- ② 受注者は、夜間開放時には保安灯等を設置しなければならない。
- ③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に**監督員**に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。

なお、実施にあたっては規制の計画を**施工計画書に記載**するとともに、関係機関から**指示**された事項を行わなければならない。

- ④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-6のとおりとするが、これにより難しい場合は**設計図書**に関して**監督員**と**協議**するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。第1編1-15 施工計画書の(11) 交通管理に記載しなければならない。

表1-6 標識車の仕様

項目	数量・規格	配置等
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準(案) (昭和46年5月27日)の⑩に準ずる(③に搭載) ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2tトラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

第1編 共通編 第1章 総 則

2) 交通誘導警備員

- ① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- ② 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、**監督員の承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。
- ③ 受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。
- また、三重県内における以下の25路線（以下「指定路線」という。）においては、交通誘導警備業務を行う場所（交通規制区間）毎に有資格者を1人以上配置しなければならない。
- なお、指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、**監督員の承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とできる。

路 線

1 一般国道1号	14 県道四日市楠鈴鹿線
2 一般国道23号	15 県道四日市鈴鹿環状線
3 一般国道25号	16 県道津関線
4 一般国道42号	17 県道久居美杉線
5 一般国道163号	18 県道松阪久居線
6 一般国道165号	19 県道伊勢磯部線
7 一般国道166号	20 県道鳥羽松阪線
8 一般国道258号	21 県道宮妻峡線
9 一般国道260号	22 県道松阪第2環状線
10 一般国道306号	23 県道上海老茂福線
11 一般国道365号	24 県道上浜高茶屋久居線
12 一般国道421号	25 県道四日市菰野大安線
13 一般国道477号	

（参考）平成27年3月17日付け三重県公安委員会告示第27号（平成27年9月17日施行）

- ④ 受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを保管し、**監督員**または**検査員**の請求があった場合は、速やかに**提示**するものとする。
- ⑤ 受注者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、**監督員の承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とすることができる。その場合は、経歴書を保管し、**監督員**から請求があった場合は速やかに**提示**するものとする。
- ただし、道路交通法80条**協議**に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。

(2) 保安灯

受注者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。

(3) 保守点検

受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。

(4) 標識

受注者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図1-1を参考に標識を作成しなければならない。

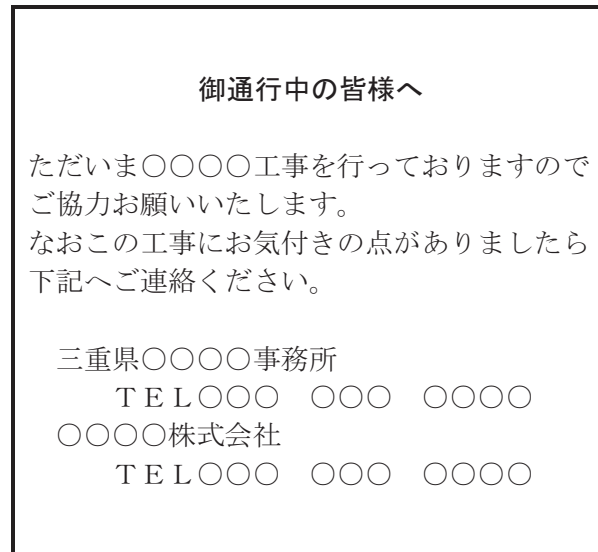


図1-1

(5) 仮区画線

受注者は、現道拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ設計図書に関して監督員と協議するものとする。

10. 法令遵守

受注者は「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の遵守に努めること。

11. 水上輸送

工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

12. 作業区域の標示等

受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

13. 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

14. 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

15. 通行許可(1)

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成28年7月

第1編 共通編 第1章 総 則

15日改正 政令第258号) 第2条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成27年9月改正 法律第76号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0 t （ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t （隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t）、 1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

16. 通行許可（2）

- (1) 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない

1-1-39 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-40 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|--|----------------------|
| (1) 地方自治法 | (平成26年11月改正 法律第122号) |
| (2) 建設業法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年6月改正 法律第51号) |
| (4) 労働基準法 | (平成24年6月改正 法律第42号) |
| (5) 最低賃金法 | (平成24年4月改正 法律第27号) |
| (6) 労働安全衛生法 | (平成26年6月改正 法律第82号) |
| (7) 雇用保険法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (8) 厚生年金保険法 | (平成25年6月改正 法律第63号) |
| (9) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (10) 労働者災害補償保険法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (11) 健康保険法 | (平成26年6月改正 法律第83号) |
| (12) 中小企業退職金共済法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (13) 作業環境測定法 | (平成26年6月改正 法律第82号) |
| (14) じん肺法 | (平成26年6月改正 法律第82号) |
| (15) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (平成25年11月改正 法律第86号) |
| (16) 職業安定法 | (平成26年6月改正 法律第67号) |
| (17) 出入国管理及び難民認定法 | (平成26年6月改正 法律第74号) |
| (18) 道路法 | (平成26年6月改正 法律第72号) |
| (19) 道路交通法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (20) 道路運送法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (21) 道路運送車両法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (22) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (23) 砂防法 | (平成25年11月改正 法律第76号) |
| (24) 地すべり等防止法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (25) 河川法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (26) 河川法施行法 | (平成11年12月改正 法律第160号) |
| (27) 海岸法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (28) 港湾法 | (平成26年6月改正 法律第91号) |
| (29) 港則法 | (平成21年7月改正 法律第69号) |
| (30) 漁港法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (31) 空港法 | (平成26年6月改正 法律第76号) |
| (32) 漁業法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (33) 漁港漁場整備法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (34) 水産資源保護法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (35) 下水道法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (36) 航空法 | (平成26年6月改正 法律第70号) |
| (37) 公有水面埋立法 | (平成26年6月改正 法律第51号) |
| (38) 軌道法 | (平成18年3月改正 法律第19号) |
| (39) 森林法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (40) 環境基本法 | (平成26年5月改正 法律第46号) |
| (41) 火薬類取締法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |

第1編 共通編 第1章 総則

- (42) 大気汚染防止法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (43) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月改正 法律第51号)
- (44) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (45) 水質汚濁防止法 (平成25年6月改正 法律第60号)
- (46) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (47) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (48) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (49) 土壌汚染対策法 (平成26年6月改正 法律第51号)
- (50) 農薬取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (51) 毒物及び劇物取締法 (平成23年12月改正 法律第122号)
- (52) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (53) 文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (54) 砂利採取法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (55) 電気事業法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (56) 消防法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (57) 測量法 (平成23年6月改正 法律第61号)
- (58) 建築基準法 (平成26年6月改正 法律第92号)
- (59) 都市公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (60) 電波法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (61) 海上交通安全法 (平成21年7月改正 法律第69号)
- (62) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)
- (63) 航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)
- (64) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (平成26年6月改正 法律第73号)
- (65) 船員法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (66) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (67) 船員保険法 (平成26年6月改正 法律第83号)
- (68) 船舶安全法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (69) 自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (70) 自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (71) 有線電気通信法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (72) 電気通信事業法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (73) 工業用水道事業法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (74) 水道法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (75) 電気工事士法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (76) 電気工事業の業務の適正化に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (77) 電気用品安全法 (平成26年6月改正 法律第72号)
- (78) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (79) 製造物責任法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (80) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成15年7月改正 法律第119号)
- (81) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)
- (82) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)
- (83) 貨物自動車運送事業法 (平成26年6月改正 法律第69号)
- (84) 農地法 (平成26年6月改正 法律第69号)

(85) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(平成26年6月改正 法律第56号)
(86) 駐車場法	(平成23年12月改正 法律第122号)
(87) 技術士法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(88) 所得税法	(平成26年6月改正 法律第91号)
(89) 著作権法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(90) 警備業法	(平成23年6月改正 法律第61号)
(91) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(平成26年6月改正 法律第69号)
(92) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	(平成26年6月改正 法律第69号)
(93) 地方税法	(平成26年6月改正 法律第72号)

2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 不適切な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、**契約図面**、**仕様書**及び**契約そのもの**が第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに**監督員**と**協議**しなければならない。

1-1-41 官公庁への手続き等

1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との**連絡**を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、**承諾**等を得たときは、その**書面**を**監督員**に**提示**しなければならない。

なお、**監督員**から請求があった場合は、**写し**を**提出**しなければならない。

4. 鉄道と近接する工事

受注者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・**協議**及び他機関との**立会**等の必要がある場合には、**監督員**に**連絡**し、これにあたらなければならない。

5. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、**監督員**と**協議**しなければならない。

6. コミュニケーション

受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

7. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

8. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、**監督員**に**連絡**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

第1編 共通編 第1章 総 則

1-1-51 三重県リサイクル製品の掲示

「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定製品を使用する場合は、条例第15条第3項及び同規則17条に基づき、当該工事を行う場所において、公衆の見やすいところに製品名、認定番号、使用量、再生資源の内容等を看板、表示板等により掲示を行うものとする。

【掲示例】 参考例

『三重県リサイクル製品利用推進条例』に基づき下記の認定製品を使用しています。

工事番号 :
工 事 名 :

認定番号	品目名	製品名	規格	使用量	再生資源

※掲示板寸法は、横40cm×縦30cm程度（例：A3横長）を標準とする

※掲示板の材質については、工事期間中現場環境に耐えうる材質又は措置（例：普通紙に透明フィルムなどで保護）を講じたものとする。

1-1-52 不正軽油の使用の禁止

1. 一般事項

県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。

2. 調査の協力

受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。

3. 是正措置

受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

第2章 材 料

第1節 適用

1. 一般事項

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この**共通仕様書**に示す規格に適合したもの、またはこれと**同等以上の品質**を有するものとする。

ただし、**監督員**が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない**仮設材料**については除くものとする。

2. リサイクル製品

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、国等による環境物品の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条に基づき三重県が作成した環境物品等の調達を図るための方針（みえ・グリーン購入基本方針）に定める製品及び三重県リサイクル製品利用推進条例・同条施行規則に定める建設資材等の使用に努めなければならない。

なお、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定製品を使用する場合は、認定製品の品質証明書を添え**監督員**の**確認**を受けるとともに、条例15条第3項及び同規則17条に基づき工事現場内の公衆の見やすいところに、製品名、認定番号、使用量、再生資源の内容等の表示を行うこととする。

3. 暴力団等排除措置

工事に使用する材料は、「三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱」に基づき適切に購入等しなければならない。

第2節 工事材料の品質及び確認

1. 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、**監督員**または**検査員**の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。ただし、**設計図書**で**品質規格証明書等**の提出を定められているものについては、**監督員**へ**提出**しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。

2. 中等の品質

契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、**JIS規格**に適合したものまたは、これと**同等以上の品質**を有するものをいう。

3. 試験を行う工事材料

受注者は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは**設計図書**に定める方法により試験を実施し、その結果を**監督員**に**提出**しなければならない。

なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。

4. 見本・品質証明資料（1）

受注者は、**設計図書**において**監督員**の**試験**もしくは**確認**及び**承諾**を受けて**使用**することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに**監督員**に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

なお、JIS マーク表示品については、JISマーク表示状態の**確認**とし見本または品質を証明する資料の**提出**は省略できる。

第3章 一般施工

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第1編 第2章 材料及び第1編 第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。

これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説	(I 共通編)	(平成29年11月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説	(II 鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説	(IV 下部構造編)	(平成29年11月)
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧		(平成27年3月)
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧		(平成26年3月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧		(平成19年6月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説		(平成4年12月)
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針(案)		(平成2年11月)
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針		(昭和49年7月)
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について		(平成2年9月)
日本薬液注入協会	薬液注入工法の設計・施工指針		(平成元年6月)
国土交通省	仮締切堤設置基準(案)		(平成26年12月一部改正)
環境省	水質汚濁に係わる環境基準について		(平成28年3月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説		(平成28年12月)
日本道路協会	杭基礎施工便覧		(平成27年3月)
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針		(平成25年10月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説		(平成24年5月)
日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針		(平成24年8月)
日本道路協会	道路土工要綱		(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工－盛土工指針		(平成22年4月)
日本道路協会	道路土工－切土工・斜面安定工指針		(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工－擁壁工指針		(平成24年7月)
日本道路協会	道路土工－カルバート工指針		(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工－仮設構造物工指針		(平成11年3月)
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧		(平成24年4月)
日本道路協会	舗装再生便覧		(平成22年11月)
日本道路協会	舗装施工便覧		(平成18年2月)
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧		(平成9年12月)

第1編 共通編 第3章 一般施工

建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和53年7月)
建設労働災害防止協会	ずい道工事等における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)	(平成24年3月)
建設省	道路付属物の基礎について	(昭和50年7月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
建設省	土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・橋梁編]	(平成11年11月)
建設省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) [ボックスカルバート・擁壁編]	(平成11年11月)
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成23年3月)
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]	(平成13年12月)
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) (樋門編)	(平成13年12月)
日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年3月)
建設省	車両用防護柵標準仕様について	(平成11年2月)
日本道路協会	車両用防護柵標準仕様・同解説	(平成16年3月)
農林水産省	土地改良事業計画設計基準(関係各編)	
農林水産省	土地改良事業標準設計(関係各編)	
農林水産省	土地改良事業計画指針(関係各編)	
農林水産省	土地改良事業設計指針(関係各編)	
林野庁	林道技術基準	(平成23年4月)
治山治水協会	治山技術基準解説(関係各編)	
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	(平成4年10月)
厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	(平成21年4月)
土木学会	コンクリート標準示方書(規準編)	(平成25年11月)

第3節 共通的工種

3-3-1 一般事項

本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工(床掘り・埋戻し)、矢板工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水榭工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。

3-3-2 材料

1. アスカーブの材料

縁石工で使用するアスカーブの材料は、第1編 3 7 2 アスファルト舗装の材料の規定による。

2. コンクリート二次製品

縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第1編 2 9 2 セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石についてはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に準ずる。

3. 反射シート

小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117(再帰性反射材)または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。

11. 腹起材の落下防止処置

受注者は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。

12. コンクリート矢板の運搬

受注者は、コンクリート矢板の運搬にあたり、矢板を2点以上で支えなければならない。

13. コンクリート矢板の保管

受注者は、コンクリート矢板の保管にあたり、矢板を水平に置くものとし、3段以上積み重ねてはならない。

14. 落錘による打込み

受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。

15. 鋼矢板防食処置

受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。

16. 部材損傷防止

受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。

17. 控え版の施工

受注者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。

18. 控え版の据え付け調整

受注者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。

3-3-5 縁石工**1. 一般事項**

縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を**契約図面**に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。

2. すりつけブロック及び乗入れブロック

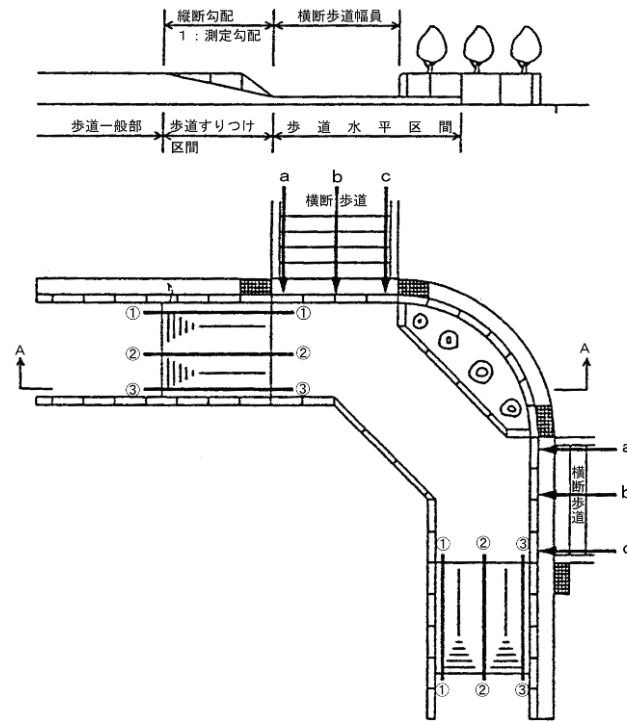
縁石工のうち、すりつけブロック及び乗入れブロックについては、**契約図面**に定められた高さ以下となるように据付けなければならない。また、マウントアップ型及びセミフラット型の場合の歩道等のすり付けについては、**契約図面**に定められた勾配及び位置に合うよう十分注意して施工しなければならない。

3. アスカーブの適用規定

アスカーブの施工については、第1編 3-7-7 アスファルト舗装工の規定による。

4. アスカーブの施工

アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5℃以下のとき、または雨天時には施工してはならない。



横断歩道箇所等における車道とのすり付け部
 (横断歩道箇所における構造【交差点に横断歩道がある場合】)

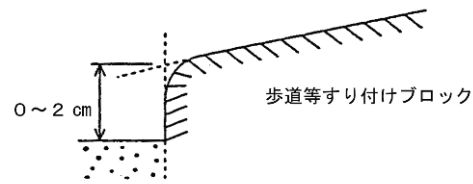


図3-1 縁石工(すり付けブロック)測定箇所

第1編 共通編 第3章 一般施工

- (1) 横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。
- (2) 受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう、挿入しなければならない。
- (3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時にも必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。
- (4) PC鋼材またはシースが**設計図書**で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めるものとする。
- (5) PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。
- (6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護しなければならない。

5. PC緊張の施工

PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。

- (1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを**確認**しなければならない。
なお、圧縮強度の**確認**は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。
- (2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを**確認**しなければならない。
- (3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行わなければならない。
 - ① 引張装置のキャリブレーション
 - ② PC鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及びPC鋼材の見かけのヤング係数を求める試験
- (4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、**監督員**に緊張管理計画書を**提出**しなければならない。
- (5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。
- (6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに**監督員**に**連絡**するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。
- (7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。
- (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、**監督員**または**検査員**から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。
- (9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。
- (10) 緊張装置の使用については、PC鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。
- (11) PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めなければならない。

6. グラウトの施工

受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。

- ① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は**監督員**と協議しなければならない。
- ② グラウトは、ノンブリージングタイプを使用するものとする。
- ③ グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。
- ④ グラウトの材令28日における圧縮強度は、30.0N/mm²以上とするものとする。
- ⑤ グラウトの体積変化率は±0.5%の範囲内とする。
- ⑥ グラウトの配合は表3-3とするが、受注者はコンクリート標準仕様書施工編（土木学会）第25章及び基準編（土木学会）9. PCグラウト試験方法に示す品質と、強度の確認のため試験練りを実施し、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**するものとする。
ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。

表3-3 グラウトの配合

名称	普通ポルトランドセメント	水	ノンブリージング型混和剤 (ポゾリスGF1700同等品以)
グラウト材料1m ³ 当り	1,305kg	587 ℓ	13kg

- ⑦ グラウトのブリーディング率は、24時間後0.0%以下とするものとする。
 - ⑧ グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。
 - ⑨ グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。
- (2) 受注者は、使用グラウトについて事前に以下の試験及び測定を行い、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。
- ① 流動性試験
 - ② ブリーディング率及び体積変化率の試験
 - ③ 圧縮強度試験
 - ④ 塩化物含有量の測定
- (3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。
- (4) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを**確認**した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。
- (5) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。
- (6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも**3**日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。
- (7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得るなければならない。
- なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。

第1編 共通編 第3章 一般施工

6. ボルトの包装と現場保管

受注者は、ボルトのセットを、工事出荷時の品質が現場施工時まで保たれるように、その包装と現場保管に注意しなければならない。また、包装は、施工直前に解くものとする。

7. 締付け確認

締付け確認については、以下の規定によるものとする。

- (1) 締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、**監督員**または**検査員**から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。なお、作成した記録は、工事完成時に納品すること。
- (2) ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。
 - ① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行うものとする。
 - ② トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行わなければならない。
- (3) 回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。

8. 併用する場合の施工順序

受注者は、溶接と高力ボルト摩擦接合とを併用する場合は、溶接の完了後に高力ボルトを締付けなければならない。

9. 現場溶接

- (1) 受注者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。
- (2) 受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。
- (3) 受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。
- (4) 受注者は、溶接のアークが風による影響を受けないように防風設備を設置しなければならない。
- (5) 受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。
 - ① 雨天または作業中に雨天となるおそれのある場合
 - ② 雨上がり直後
 - ③ 風が強いとき
 - ④ 気温が5℃以下の場合
 - ⑤ その他監督員が不相当と認めた場合
- (6) 受注者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。

3-3-25 伸縮装置工

1. 一般事項

受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、**監督員**または**検査員**から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

2. バックアップ材

バックアップ材については、**ミルシートのみを工事完成時に納品する**。なお、**施工途中において監督員の請求があった場合は速やかに提示**しなければならない。

3. 漏水防止 (1)

受注者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について施工計画書に記載しなければならない。

4. 漏水防止 (2)

受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。

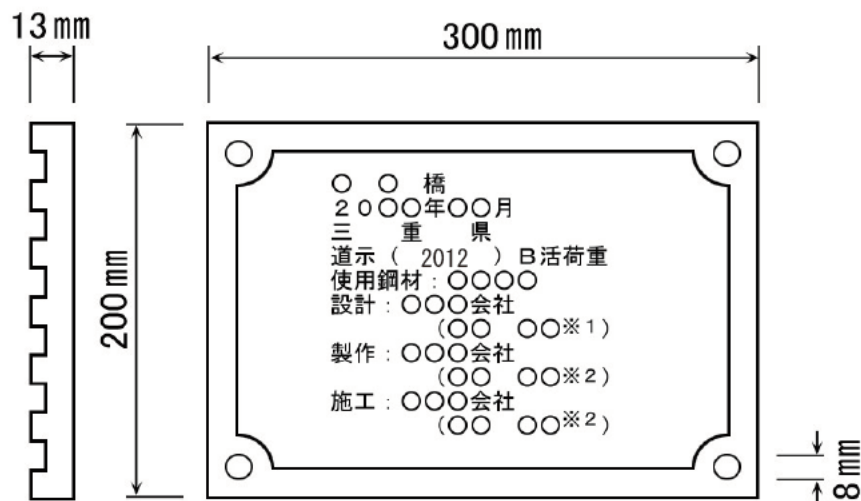
3-3-26 銘板工

1. 一般事項

受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図3-4によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない

なお、コンクリート構造物（場所打ち）のうち、銘板による表示対象施設は、次の重要コンクリート構造物とする。

- ① 鉄筋コンクリート擁壁（H=5 m以上）
- ② ボックスカルバート（内空断面積A=2.5 m²以上）
- ③ 橋梁（上・下部） ④ トンネル ⑤ ダム、砂防堰堤
- ⑥ 堰・水門・樋門（高さ3 m以上）



板厚8mm、字厚5mm、計13mm

14. 下塗

- (1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を**確認**したうえで下塗りを施工しなければならない。
天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。
- (2) 受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。
- (3) 受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で**設計図書**に示されている場合または、**監督員の指示**がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。
- (4) 受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。
- (5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。
ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。
なお、受注者は、防錆剤の使用については、**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

15. 下塗りの色彩

下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。

16. 中塗、上塗

- (1) 受注者は、中塗り及び上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を**確認**したうえで行わなければならない。
- (2) 受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までを速やかに行わなければならない。

17. 中塗り・上塗りの色彩

中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。

18. 塗装禁止箇所

受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30 μ m塗布するものとする。

19. 塗膜破損部の補修

運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。

なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。

20. 検査

- (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、**監督員**または**検査員**から請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**監督員**へ**提出**しなければならない。
- (2) 受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。
- (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500 m^2 単位毎に25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200 m^2 に満たない場合は10 m^2 ごとに1点とする。
- (4) 受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。
- (5) 受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。
- (6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。

- ① 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上とするものとする。
- ② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上とするものとする。
- ③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。
- ④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。
- (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督員に提示しなければならない。
- また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

21. 記録

- (1) 受注者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。
- (2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）の外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図3-5のとおり記録しなければならない。

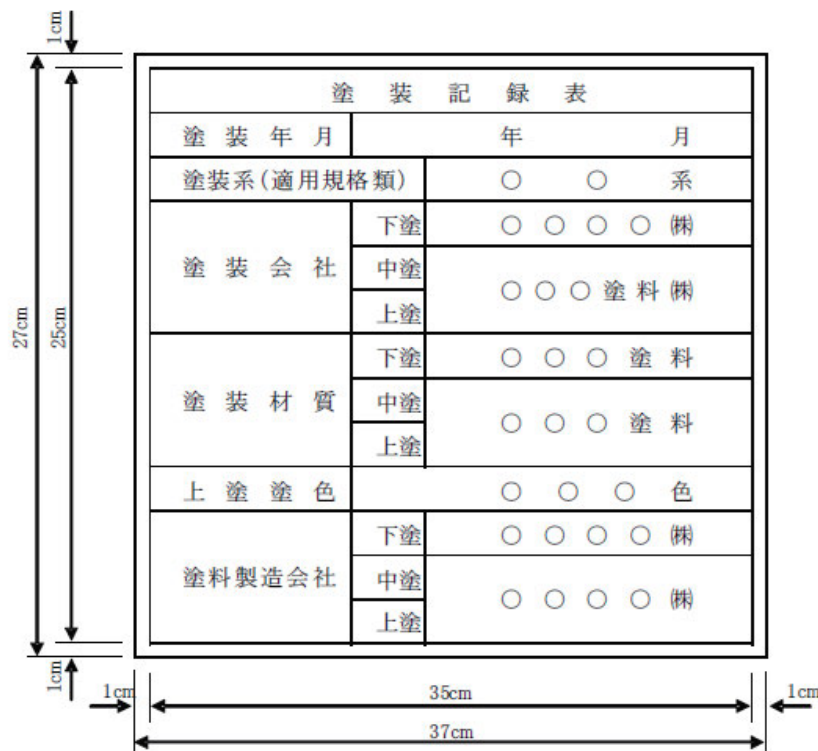


図3-5 塗装記録表の仕様

3-3-34 かごマット工

1. 一般事項

かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、**契約図面**及び以下による。

また、受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に使用した線材の製造工場名、製造年月日を記載した表示標、管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管

第1編 共通編 第3章 一般施工

3. 配合設計

受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督員の承諾を得なければならない。

4. 試験練り

受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。

5. 現場配合

受注者は、本条4項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。

6. 橋面防水層の品質規格試験方法

橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4. 2照査」（日本道路協会、平成19年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

3-7-3 アスファルト舗装の材料

1. アスファルト混合物

受注者はアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に提出することによって、配合設計、基準試験、試験練り等に代えると同時に、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督員または検査員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

2. 使用材料の種類及び品質

アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。

- (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
- (2) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質
- (3) 粒度調整路盤材の最大粒径
- (4) 石粉以外のフィラーの品質

3. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径

セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40mm以下とし標準粒度範囲は表3-21とする。

表3-21 骨材の標準粒度範囲

工法 ふるい目		セメント安定処理		石灰安定処理	
通過 質量 百分率 (%)	53.0mm	100			
	37.5mm	95~100			
	19.0mm	50~100			
	2.36mm	20~60			
	75μm	0~15		2~20	

4. セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の規格

セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表3-22に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んでいてはならない。

表3-22 骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石灰安定処理
425 μ mふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9以下	6~18
修正CBR (%)	舗装試験法便覧 231 (1988)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

5. 試験結果の提出

受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略することができる。

- (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
- (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材
- (3) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材

6. 試験成績書の提出

受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

- (1) セメント安定処理に使用するセメント
- (2) 石灰安定処理に使用する石灰

7. 品質証明資料の提出

受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

- (1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト
- (2) 再生用添加剤
- (3) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料
なお、製造後60日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。

8. 小規模工事の試験成績書

受注者は、ごく小規模な工事（路盤材及び、骨材の使用量100m³以下をいう）においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。

- (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
- (2) セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材

9. 小規模工事の骨材試験

受注者は、ごく小規模な工事（合材量が100 t以下をいう）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。

- (1) 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材

第1編 共通編 第3章 一般施工

(2) 基層及び表層に使用する骨材

10. 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材

加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40mm以下とし、標準粒度範囲は表3-23とする。

表3-23 骨材の標準粒度範囲

ふるい目	工法	加熱アスファルト安定処理
通過質量百分率 (%)	53.0mm	100
	37.5mm	95~100
	19.0mm	50~100
	2.36mm	20~60
	75 μ m	0~10

11. 安定処理に使用する骨材の規格

安定処理に使用する骨材は、表3-24に示す品質規格に合格したもので、著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んではならない。

表3-24 骨材の品質規格

	試験方法	規格
425 μ mふるい通過分の塑性指数 (PI)	土の液性限界・塑性限界 (JIS A 1205) ※	9以下

※舗装試験法便覧によることもできる。

12. 基準アスファルト量

加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は3.5~4.5%とする。

13. 混合物の種類とアスファルト量

示方アスファルト量と第1編 3-7-7 アスファルト舗装工の5項の(5)による最終的な配合(現場配合)から決定した基準アスファルト量が表3-25の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい(若しくは小さい)ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表3-25 混合物の種類とアスファルト量

混合物の種類	瀝青安定処理	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨
		粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度ギャップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物
		20	20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13
最大寸法(mm)	40	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
アスファルト量(%)	3.5 ～ 4.5	4.5 ～ 5.5	5.0 ～ 6.0	5.2 ～ 6.2	6.0 ～ 8.0	4.5 ～ 6.5	5.0 ～ 7.0	5.5 ～ 6.5	6.0 ～ 8.0	7.5 ～ 9.5	5.5 ～ 7.5	3.5 ～ 5.5

14. 下層路盤の材料規格

下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表3-26の規格に適合するものとする。

表3-26 下層路盤の品質規格

工法	種別	試験項目	試験方法	規格値
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	※6以下
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※20以上 [30以上]
	クラッシュラン 鉄鋼スラグ (高炉徐冷スラグ)	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上
		呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	クラッシュラン 鉄鋼スラグ (製鋼スラグ)	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上
		水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下
		エージング期間	—	6ヶ月以上

[注1] 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。

[注2] 鉄鋼スラグにはPIは適用しない。

第1編 共通編 第3章 一般施工

- [注3] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は、修正CBRの規格値の値は[]内の数値を適用する。
なお40℃でCBR試験を行う場合は20%以上としてよい。

三重県 40cm

- [注4] 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。
[注5] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

15. 上層路盤の材料規格

上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

- (1) 粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-27、表3-28、表3-29の規格に適合するものとする。

表3-27 上層路盤の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4以下
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上 [90以上]

[注1] 粒度調整路盤に用いる破碎分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正CBRは、[]内の数値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行った場合は80以上とする。

表3-28 上層路盤の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下
	エージング期間		6ヶ月以上
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上
	単位容積質量 (kg/ℓ)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上

表3-29 上層路盤の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒度調整 鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下
	エージング期間		6ヶ月以上
	一軸圧縮強さ [14日] (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	1.2以上
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上

[注] 表3-27、表3-28に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表3-30の規格に適合するものとする。

表3-30 粒度調整路盤材の粒度範囲

ふるい目 粒度範囲			通貨重量百分率 (%)									
			53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	425 μm	75 μm
呼び名 粒度調整 碎石	M-40	40~0	100	95~ 100	—	—	60~ 90	—	30~ 65	20~ 50	10~ 30	2~ 10
	M-30	30~0	—	100	95~ 100	—	60~ 90	—	30~ 65	20~ 50	10~ 30	2~ 10
	M-25	25~0	—	—	100	95~ 100	—	55~85	30~ 65	20~ 50	10~ 30	2~ 10

16. 上層路盤の石油アスファルトの規格

上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第1編 2-10-1 一般瀝青材料の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。

17. アスファルト安定処理の材料規格

加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-31、表3-32の規格に適合するものとする。

第1編 共通編 第3章 一般施工

表3-31 鉄鋼スラグの品質規格

材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり 減 量 (%)	水 浸 膨張比 (%)
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S			50以下	2.0以下
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下

[注] 水浸膨張比の規格は、3ヶ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。
また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。

表3-32 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルト含有量	%	3.8以上
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm
	圧裂係数	Mpa/mm
骨材の微粒分量	%	5以下

[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~30mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。

[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm内外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75 μ mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。

[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。

18. 使用する水

受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。

19. 再生アスファルトの規格

アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第1編 2 10 1 一般瀝青材料に示す40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。

20. 適用規定（再生アスファルト(1)）

受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。

21. 適用規格（再生アスファルト(2)）

再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。

22. はく離防止対策

はく離防止対策

- (1) フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して1～3%を標準とする。
- (2) はく離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3%以上とする。

23. 基層及び表層に使用する骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。

24. 基層及び表層に使用する細骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。

25. 基層及び表層に使用するフィラー

アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。

26. 適用規定（加熱アスファルト）

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-32、3-33の規格に適合するものとする。
- (2) 密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mmとする。
- (3) アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。

27. マーシャル安定度試験

表3-33、3-34に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。

第1編 共通編 第3章 一般施工

表3-33 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨
	粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度ギャップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物
	20	20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13
突固め回数	$1,000 \leq T$	75				50					75
	$T < 1,000$	50									50
空隙率 (%)	3~7	3~6		3~7		3~5		2~5	3~5	—	
飽和度 (%)	65~85	70~85		65~85		75~85		75~90	75~85	—	
安定度 (kN)	4.90以上	4.90 (7.35)以上		4.90以上				3.43以上	4.90以上	3.43以上	
フロー値 (1/100cm)	20~40								20~80	20~40	

[注1] T：舗装計画交通量（台／日・方向）

[注2] 積雪寒冷地域の場合や、 $1,000 \leq T < 3,000$ であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を50回とする。

[注3] () 内は、 $1,000 \leq T$ で突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。

[注4] 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度75%以上が望ましい。

$$\text{残留安定度 (\%)} = (60^\circ\text{C、48時間水浸後の安定度 (kN)} / \text{安定度 (kN)}) \times 100$$

[注5] 開粒度アスファルト混合物を、歩道の透水性舗装の表層として用いる場合、一般に突固め回数を50回とする。

表3-34 アスファルト混合物の種類と粒度範囲

混合物の種類	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	粗粒度 アスファルト 混合物	密粒度 アスファルト 混合物	(13)	(13)	混合物 密粒度 ギャップ アスファルト	(20F)	(13F)	混合物 細粒度 ギャップ アスファルト	細粒度 アスファルト 混合物	混合物 密粒度 ギャップ アスファルト	開粒度 アスファルト 混合物	(20)	(13)
仕上がり厚 cm	4~6	4~6	3~5	3~5	3~5	4~6	3~5	3~5	3~4	3~5	3~4	4~5	4~5
最大粒径 mm	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13	20	13
通過質量百分率 %	26.5 mm	100	100			100						100	
	19 mm	95~ 100	95~ 100	100	100	95~ 100	100	100	100	100	100	95~ 100	100
	13.2 mm	70~ 90	75~ 90	95~ 100	95~ 100	95~ 90	95~ 100	95~ 100	95~ 100	95~ 100	95~ 100	64~ 84	90~ 100
	4.75 mm	35~ 55	45~ 65	55~ 70	65~ 80	35~ 55	52~72	60~ 80	75~ 90	45~ 65	23~ 45	10~ 31	11~ 35
	2.36 mm	20~ 35	35~50		50~ 65	30~ 45	40~60	45~ 65	65~ 80	30~ 45	15~ 30	10~20	
	600 μm	11~ 23	18~30		25~ 40	20~ 40	25~45	40~ 60	40~ 65	25~ 40	8~ 20		
	300 μm	5~ 16	10~21		12~ 27	15~ 30	16~33	20~ 45	20~ 45	20~ 40	4~ 15		
150 μm	4~ 12	6~16		8~ 20	5~ 15	8~21	10~ 25	15~ 30	10~ 25	4~ 10			
75 μm	2~ 7	4~8		4~ 10	4~ 10	6~11	8~ 13	8~ 15	8~ 12	2~7	3~7		
アスファルト量 %	4.5~ 6	5~7		6~8	4.5~ 6.5	6~8	6~8	7.5~ 9.5	5.5~ 7.5	3.5~ 5.5	4~6		

28. プライムコート用石油アスファルト乳剤

プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）のPK-3の規格に適合するものとする。

29. タックコート用石油アスファルト乳剤

タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）のPK-4の規格に適合するものとする。

3-7-4 コンクリート舗装の材料**1. 一般事項**

コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。

(1) アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類

第1編 共通編 第4章 土 工

第4章 土 工

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、治山土工、道路土工、農業農村整備土工、林道土工、港湾土工、漁港土工、その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。

これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路土工要綱	(平成24年8月)
日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針	(平成24年8月)
日本道路協会	道路土工－盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会	道路土工－切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル	(平成25年12月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
建設省	堤防余盛基準について	(昭和44年1月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
国土技術研究センター	河川土工マニュアル	(平成21年4月)
日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年3月)
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年6月)
国土交通省	発生土利用基準	(平成18年8月)
農林水産省	土地改良事業計画設計基準(関係各編)	
	土地改良事業標準設計(関係各編)	
	土地改良事業計画指針(関係各編)	
	土地改良事業設計指針(関係各編)	
林野庁	林道技術基準	
治山治水協会	治山技術基準解説(関係各編)	

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工・治山土工・農業農村整備土工・港湾土工 ・漁港土工

4-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、河川土工・海岸土工・砂防土工・治山土工・農業農村整備土工・港湾土工・漁港土工として、掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工、その他これらに類する工種について定める。

2. 地山の土及び岩の分類

地山の土及び岩の分類は、表4-1によるものとする。

受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。

また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督員の指示を受けなければならない。

なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第1編 共通編 第4章 土 工

表4-1 土及び岩の分類表

名 称			説 明		摘 要	
A	B	C				
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(GF)	
	砂質土 及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの	海岸砂丘の砂 マサ土	砂(S)	
		砂質土 (普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にしやすく空げきの少ないもの	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)	
	粘性土	粘性土	バケット等に付着しやすく空げきの多い状態になりやすいもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)	
		高含水比 粘性土	バケットなどに付着しやすく特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)	
岩 または 石	岩塊 玉石	岩塊玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのできやすいもの 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする		玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床	
	軟岩	軟岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの 風化がはなはだしくきわめてもろいもの 指先で離しうる程度のもので、き裂の間隔は1~5cmくらいのもので及び第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れやすいもので、き裂間隔は5~10cm程度のもので	地山弾性波速度 700~2800m/sec	
			II	凝灰質で強く固結しているもの 風化が目にして相当進んでいるもの き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの		
	硬岩	中硬岩		石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの 風化の程度があまり進んでいないもの 硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの		地山弾性波速度 2000~4000m/sec
		硬岩	硬岩	I	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの 硬い良好な石材を取り得るようなもの	地山弾性波速度 3000m/sec以上
II				けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いものの風化していない新鮮な状態のもので き裂が少なく、よく密着しているもの		

3. 岩塊・玉石

第1編 4 3 1 一般事項の2項の表4 1「土及び岩の分類表」の名称C欄の岩塊・玉石は表4 2のとおり細分類する。

表4-2 土及び岩の分類（岩塊・玉石）の細分類表

名 称			説 明	
A	B	C		
岩 又 は 石	石 塊 玉 石	岩 塊 玉 石	玉石混り土	玉石が多量に混入したものと及び岩塊・破碎された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙がしやすいものをいう。
			玉石混り固結土	土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し21 tブルドーザに装着したリッパで切崩し可能なものをいう。
			転石混り土	土の内に0.5/個以上の転石が混在するもので、転石量が5～50%あるものをいい、次のように分類する。
		I		転石量5～20%程度有するもの又は転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。
		II		転石量20～35%程度有するものをいう。
III	転石量35～50%程度有するものをいう。			

4. 排水処理

受注者は、工事施工中については、滞水を生じないような排水状態に維持しなければならない。

5. 購入土

購入土は、下記によるものとする。

- (1) 衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については**設計図書**に関する資料を整理および保管しなければならない。なお、**施工途中において監督員から請求があった場合は速やかに提示**しなければならない。
- (2) 盛土材料は、改良や粒度調整の必要のない良質なものとし、**設計図書**に関する資料を整理・保管し、完成時に納品するものとする。なお、**監督員の請求があった場合は速やかに提示**するものとする。

6. 適用規定

受注者は、建設発生土については、第1編 1 1 21 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

7. 発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、**設計図書**及び**監督員の指示**に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

8. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり第1編 1 1 5 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて**設計図書**に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

第1編 共通編 第4章 土 工

3. 平場仕上げの排水処理

受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

4. 表土の活用

受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。

5. 崩壊のおそれのある箇所等の処置

受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

4-3-7 堤防天端工

受注者は、堤防天端に砕石を敷設する場合は、平坦に敷き均さなければならない。

4-3-8 残土処理工

1. 一般事項

残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。

2. 残土運搬時の注意

残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。

4-3-9 建設発生土受入地

受注者は、建設発生土処理量について建設発生土受入地ごとに区分し、「数量算出要領」に基づき検測するものとする。なお、設計図書に明記されていない建設発生土受入地の処分費は、設計図書に関して監督員に協議するものとする。

4-3-10 盛土の品質管理

受注者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」国土交通省により実施してもよい。

第4節 道路土工

4-4-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

2. 路床、路体

路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削（切土）部においては掘削仕上り面下1m以内の部分を用いる。路体とは盛土における路床以外の部分を用いる。

3. 構造物取付け部

受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。

なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 7. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工 盛土工指針4 10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする

4. 地山の土及び岩の分類

地山の土及び岩の分類は、第1編 4 3 1 一般事項の第2項の表4 1によるものとする。

受注者は、**設計図書**に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、**監督員**の**確認**を受けなければならない。なお、**確認**のための資料を整備および保管し、**監督員**または**検査員**の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

5. 岩塊・玉石

第1編 4 3 1 一般事項の2項の表4 1「土及び岩の分類表」の名称C欄の岩塊・玉石は表4 2のとおり細分類する。

6. 購入土

購入土については、**設計図書**によるものとする。

7. 不良土の処理

受注者は路床部分に不良土（設計CBRが3未満又はコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**するものとする。

8. 雨水による侵食等の防止

受注者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。

9. 湧水処理

受注者は、工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、**監督員**と**協議**しなければならない。

ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を**監督員**に**通知**しなければならない。

10. 排水処理

受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないように排水状態を維持しなければならない。

11. 適用規定

受注者は、建設発生土については、第1編 1 1 21 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。

12. 建設発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、**設計図書**及び**監督員**の**指示**に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

13. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり第1編 1 1 5 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて**設計図書**に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

- (1) 処理方法（場所・形状等）
- (2) 排水計画
- (3) 場内維持等

14. 建設発生土の受入れ地の実測

受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を**監督員**に**提出**しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート

第5章 無筋、鉄筋コンクリート

第1節 適用

1. 適用事項

本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。

2. 適用規定（1）

本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料の規定による。

3. 適用規定（2）

受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成25年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

4. アルカリ骨材反応抑制対策

受注者は、コンクリートを使用する際、アルカリ骨材反応抑制対策については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。

5. 品質確保の調査

- (1) 受注者は、微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」によるものとする。
- (2) 受注者は、非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

1. 適用規定

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成25年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（平成25年3月）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	（平成24年6月）
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成14年7月31日）
土木学会	鉄筋定着・継手指針	（平成19年8月）
（公社）日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	（平成21年9月）
三重県	生コンクリートの取り扱いマニュアル	（平成29年8月）
機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）	（平成28年7月）

2. 許容塩化物量

受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。

なお、コンクリート中の塩化物総量規制については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県、平成29年8月）「第4章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。

- (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シーす内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（C1）は、 $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ 以下とする。
- (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（C1）は $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。
- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（C1）は $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ 以下とする。

3. 塩分の浸透防止

受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第3節 レディーミクストコンクリート

5-3-1 一般事項

1. 般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。

2. 品質確保の調査

コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。
 なお、コンクリート構造物の品質確保の調査における調査の報告については、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第3章コンクリート構造物の品質確保の調査について」によるものとする。

1) テストハンマーによる強度推定調査

- (1) 受注者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m^2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。
 ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
- (2) テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類トンネルについては目地間で行う。ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は30m程度に1箇所で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とする。
- (3) 各単位につき3ヶ所の調査を実施しなければならない。
- (4) 受注者は、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を5ヶ所実施しなければならない。
- (5) 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE G504)」により実施するものとし、水平方向に打撃する事を原則とする。
 ただし、構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、(JSCE G504)の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求めるものとする。

第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート

- (6) 受注者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる確認・立会願により**監督員に提出**するものとする。
- (7) 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を**書面により監督員に提出**するものとする。
- (8) テストハンマーによる強度推定調査は、材齢28日～91日の間に試験を行うことを原則とするが、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断するものとする。
- ・ 材齢10日で試験を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。
 - ・ 材齢20日で試験を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。
 - ・ 材齢10日～28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。
 - ・ 材齢10日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。
 - ・ 材齢92日以降の試験では、材齢28日～91日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

2) 圧縮強度試験による**確認**

- (1) 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、**監督員と協議**するものとする。なお、その結果**監督員**が必要と認めた場合、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、コアを採取する場合は採取位置、供試体の抜き取り寸法等について**設計図書**に関して**監督員と協議**するものとする。
- (3) 受注者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については「コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法並びに強度試験法 (JIS A 1107)」により実施しなければならない。
- (4) テストハンマーによる強度推定調査は、気乾状態の箇所を測定することを原則とするが、やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所を測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良いものとする。

- ・ 測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合 → 反発度の補正値 + 3
- ・ 測定位置が濡れている場合 → 反発度の補正値 + 5

- (5) 強度推定は以下の式 (材料学会式) による。

$$F \text{ (N/mm}^2\text{)} = 0.098 \times (184 + 13.0 \times R)$$

ここで、F：推定強度

R：打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度

- (6) 受注者は、圧縮強度試験を実施する場合は事前に段階確認に係わる確認・立会簿により**監督員に提出**するものとする。

また、**監督員**から段階確認の実施について**通知**があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

- (7) 受注者は、圧縮強度試験を実施した結果を**書面により監督員に提出**するものとする。

3) ひび割れ発生状況の調査

- (1) 受注者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。

ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート

- (2) 調査方法は、0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真を添付するものとする。
また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングしなければならない。
- (3) 受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を書面により監督員に提出するものとする。
- (4) ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とし、フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。
ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。
- (5) 調査結果の評価にあたっては、生コンクリート取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）の「第3章2. ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にすること。
- (6) ひび割れ調査結果が補修を必要とする場合は、監督員に報告すること。また、監督員は各事業室に相談すること。

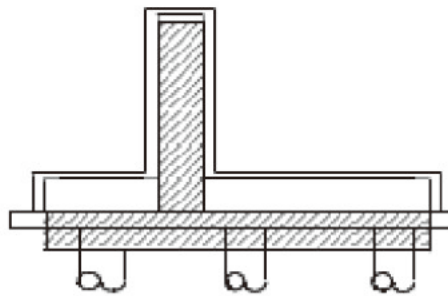


図5-1 擁壁

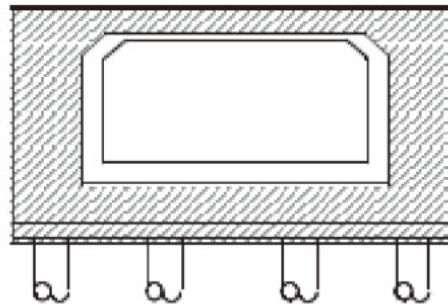


図5-2 カルバート

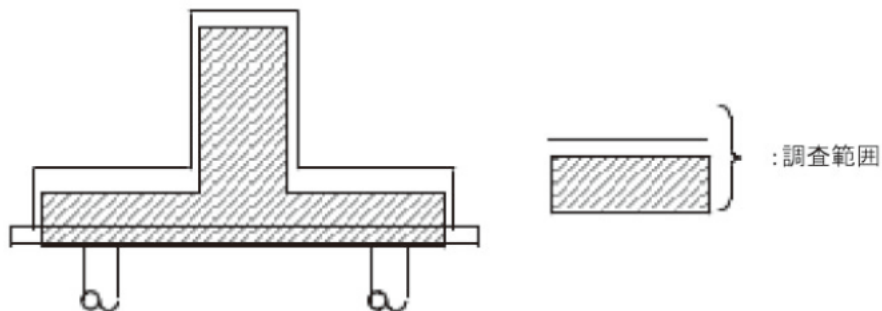


図5-3 橋梁下部



図5-4 橋梁上部

第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート

4) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定

- (1) 受注者は、新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁上部工及び下部工について、微破壊・非破壊試験による強度測定調査を実施しなければならない。ただし、工場製作のプレキャスト製品、重力式橋台及び仮設構造物は対象外とする。
なお、重力式橋台については、本庁事業課と協議のうえ、必要性を判断する。
- (2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」に基づき行うものとする。

5) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定

- (1) 受注者は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバートについて、非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定調査を実施しなければならない。ただし、工場製作のプレキャスト製品及び仮設構造物は対象外とする。
- (2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル（三重県平成29年8月）「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」に基づき行うものとする。

3. 銘板

受注者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項、及び設置位置等は、第1編 3-3-26 銘板工の規定によるものとする。

5-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
- (2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、**設計図書**に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により**監督員の確認**を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

2. JISのレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編 5-3-2 第1項（1）により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、**監督員**または、**検査員**からの請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

なお、第1編 5-3-2 第1項（1）により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を**確認**するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、**監督員**または、**検査員**からの請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

3. JIS以外のレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編 5 3 2 第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、**設計図書**及び第1編 5 5 4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を**確認**のうえ、使用するまでに**監督員**へ提出しなければならない。

また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を**確認**、証明できる資料を整備及び保管し、**監督員**または、**検査員**からの請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

4. レディーミクストコンクリートの品質検査

受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお、受注者以外に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

ただし、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査 (JIS A 5308)のうち強度の試験については、受注者が自らもしくは公的機関又は一般社団法人三重県建設資材試験センターの試験機関等で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に強度の試験を代行させる場合は、**監督員**の**承諾**を得るとともに、受注者が臨場するものとする。

(1) 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理

JISマーク表示認証工場にて生産する日当たり打設量が小規模 (配合別50m³/日未満)となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、生コンクリートの取り扱いマニュアル (三重県平成29年8月)「第6章日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準 (案)」に基づくものとする。

(2) 圧縮強度試験

受注者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令7日及び材令28日についても行うものとし、材令7日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が**確認**されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。

(3) 強度の判定 (普通ポルトランドセメント)

普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、製造プラント工場の推定式を参考とするものとする。

なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$$\sigma_{28} = 0.020 (\sigma_7)^2 + 1.96 \sigma_7 \cdots \cdots \sigma_7 < 15 \text{N/mm}^2$$

$$\sigma_{28} = 0.96 \sigma_7 + 10.4 \cdots \cdots \sigma_7 \geq 15 \text{N/mm}^2$$

(4) 強度の判定 (高炉セメント)

高炉セメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、製造プラント工場の推定式を参考とするものとする。

なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$$\sigma_{28} = 1.14 \sigma_7 + 11.8 \cdots \cdots \sigma_7 \geq 5 \text{N/mm}^2$$

(5) 砂防堰堤工事に使用するコンクリート

受注者は、砂防堰堤工事において、現場練りコンクリートを使用する場合には、**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート

8. シュート使用時の注意

受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難しい場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

9. 打設コンクリートの横移動禁止

受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させてはならない。

10. 連続打設

受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなければならない。

11. 水平打設

受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。なお、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の一層の高さを定めなければならない。

12. 打設計画書

受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。

13. 材料分離防止

受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。

14. 上層下層 体の締固め

受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に先行し、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。

15. ブリーディング水の除去

受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。

16. 不要となったスペーサーの除去

受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサーを可能なかぎり取除かなければならない。

17. 壁又は柱の連続打設時の注意

受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。

18. アーチ形式のコンクリート端部

受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。

19. アーチ形式のコンクリート打設

受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。

20. アーチ形式のコンクリート打継目

受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。

21. 擁壁背面が岩盤の場合の打設

受注者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余掘が著しい場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得て擁壁背面型枠を使用し、背面空隙は裏込砂利等で充填するものとする。

5-6-5 締固め

1. 般事項

受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。

なお、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。

2. 締固め方法

受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。

3. 上層下層 体の締固め

受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。

5-6-6 沈下ひびわれに対する処置

1. 沈下 ひび割れ対策

受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。

2. 沈下、ひびわれの防止

受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。

5-6-7 打継目

1. 般事項

打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。

2. 打継目を設ける位置

受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。

3. 打継目を設ける場合の注意

受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。

4. 新コンクリートの打継時の注意

受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。

また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。

第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート

5-7-3 加工

1. 一般事項

受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。

2. 鉄筋加工時の温度

受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または、検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3. 鉄筋の曲げ半径

受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

4. 曲げ戻しの禁止

受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。

5. かぶり

受注者は、設計図書に示されていない鋼材（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。

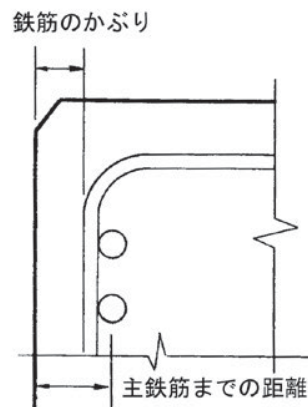


図5-8 鉄筋のかぶり

5-7-4 組立て

1. 一般事項

受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。

2. 配筋・組立

受注者は、**契約図面**に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて**契約図面**に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、**設計図書**に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

3. 鉄筋かぶりの確保

受注者は、**設計図書**に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと**同等以上の品質**を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は**監督員**と**協議**しなければならない。

4. コンクリート打設前の点検、清掃

受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。

5. 上層部の鉄筋の組立て時の注意

受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後24時間以上経過した後に行わなければならない。

6. スペーサー

スペーサーの個数については、鉄筋の鉄筋組立て完了時に**段階確認**を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、**監督員**の**承諾**を得て適宜配置することとする。

5-7-5 継手

1. 般事項

受注者は、**設計図書**に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に**設計図書**に関して**監督員**の**承諾**を得なければならない。

2. 重ね継手

受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、**設計図書**に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。

なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。

3. 継手位置の相互ずらし

受注者は、**設計図書**に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。

また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。

4. 継手構造の選定

受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、**監督員**または**検査員**から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

5. 継ぎたし鉄筋の保護

受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。

第2編 河川・水路編

3-8-5 銘板工

受注者は、銘板及び標示板の施工にあたって、材質、大きさ、取付位置並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。

3-8-6 点検施設工

受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3-8-7 階段工

階段工の施工については、第1編 3 3 23 階段工の規定による。

3-8-8 観測施設工

受注者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3-8-9 グラウトホール工

受注者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第4章 水門

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本體工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

仮設工は、第1編第3章第11節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

河川土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）
ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）	（基準解説編・設備計画マニュアル編） （平成28年10月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年4月）
国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（平成22年4月）
国土交通省	機械工事塗装要領（案）・同解説	（平成22年4月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）

第3節 工場製作工

4-3-1 一般事項

本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、橋歴板、仮設材製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

4-3-2 材料

材料については、第1編 3 13 2 材料の規定による。

4-3-3 桁製作工

桁製作工の施工については、第1編 3 13 3 桁製作工の規定による。

第5章 堰

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本體工、固定堰本體工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

河川土工、仮設工は、第1編第4章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工、第1編第3章第11節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

4. 水位、潮位の観測

受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

5. 仮締切り

受注者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

6. 適用規定（3）

受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事**共通**仕様書（案）の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。

これにより難しい場合は、**監督員**の承諾を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**と**協議**しなければならない。

ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）	（基準解説編・設備計画マニュアル編）	
			（平成28年10月）
国土開発技術研究センター	ゴム引布製起伏堰技術基準（案）		（平成12年10月）
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）		（平成26年12月一部改正）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説	（Ⅰ 共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説	（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説	（Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説	（Ⅳ 下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧		（平成27年3月）
日本道路協会	道路橋支承便覧		（平成16年4月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針		（平成3年3月）

第3節 工場製作工

5-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、橋歴板、アンカーフレーム製作工、仮設材製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定める。

2. 施工計画書

受注者は、原寸、工作、溶接および仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。

なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

3. 名簿の整備

受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

4. 鋳鉄品及び鋳鋼品の使用

受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。

5. 主要部材

主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。

5-3-2 材料

堰の材料については、第1編 3 13 2 材料の規定による。

5-3-3 刃口金物製作工

刃口金物製作工の施工については、第1編 3 13 3 桁製作工の規定による。

5-3-4 桁製作工

桁製作工の施工については、第1編 3 13 3 桁製作工の規定による。

5-3-5 検査路製作工

検査路製作工の施工については、第1編 3 13 4 検査路製作工の規定による。

5-3-6 鋼製伸縮継手製作工

鋼製伸縮継手製作工については、第1編 3 13 5 鋼製伸縮継手製作工の規定による。

5-3-7 落橋防止装置製作工

落橋防止装置製作工については、第1編 3 13 6 落橋防止装置製作工の規定による。

5-3-8 鋼製排水管製作工

鋼製排水管製作工については、第1編 3 13 10 鋼製排水管製作工の規定による。

5-3-9 プレビーム用桁製作工

プレビーム用桁製作工については、第1編 3 13 9 プレビーム用桁製作工の規定による。

第4編 砂防・地滑り防止編

第1章 砂防堰堤

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

砂防土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。

3. 適用規定（2）

仮設工は、第1編第3章第11節仮設工の規定による。

4. 適用規定（3）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

5. 水位の観測

受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	（平成25年10月）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成25年3月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
砂防・地すべり技術センター	砂防ソイルセメント施工便覧	（平成28年版）

第3節 工場製作工

1-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、工場製作工として鋼製堰堤製作工、鋼製堰堤仮設材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

2. 施工計画書

受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

3. 材料の品質

受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。

1-3-2 材料

工場製作工の材料については、第1編 3-12-2 材料の規定によるものとする。

1-3-3 鋼製堰堤製作工

鋼製堰堤製作工については、第1編 3-13-3 桁製作工の規定によるものとする。

1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工

製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。

1-3-5 工場塗装工

工場塗装工については、第1編 3-13-11 工場塗装工の規定によるものとする。

第4節 工場製品輸送工**1-4-1 一般事項**

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。

1-4-2 輸送工

輸送工の施工については、第1編 3-9-2 輸送工の規定による。

第5節 軽量盛土工**1-5-1 一般事項**

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

1-5-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第1編 3-12-2 軽量盛土工の規定による。

第6節 法面工**1-6-1 一般事項****1. 適用工種**

本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 3 設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

1-6-2 植生工

植生工の施工については、第1編 3-15-2 植生工の規定による。

第4編 砂防・地滑り防止編 第1章 砂防堰堤

②残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

(2) 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、表1-1に従って品質規格証明書等を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

表1-1 残存型枠（外壁兼用型）の規格

項目	内容	摘要
質量	残存型枠（外壁兼用型） 60kg/枚以下	
	残存化粧型枠（外壁兼用型） 110kg/枚以下	
主要材料	1) モルタル及びコンクリート 「共仕」第4編1-8-4の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること。 2) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

(3) 施工

- 1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- 2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- 3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- 4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。
また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

3. 残存型枠（構造物一体型）工

残存型枠（構造物一体型）工については設計図書によるものとする。

第9節 鋼製堰堤工

1-9-1 一般事項

1. 鋼製堰堤工の種類

本節は、鋼製堰堤工として作業土工（床掘り・埋戻し）、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。

2. 現場塗装工

受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

1-9-2 材料

現場塗装の材料については、第1編 3 13 2 材料の規定による。

1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第4編 1 8 2 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

1-9-4 埋戻し工

埋戻し工の施工については、第4編 1 8 3 埋戻し工の規定による。

1-9-5 鋼製堰堤本体工

1. 鋼製枠の吊り込み

受注者は、鋼製枠の吊り込みにあたっては、塗装面に損傷を与えないようにしなければならない。

2. 適用規定

隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第4編 1 8 4 コンクリート堰堤本体工の規定による。

3. 倒れ防止

受注者は、枠内中詰材施工前の倒れ防止については、堤長方向に切梁等によるおさえ等を施工しなければならない。

4. 枠内中詰材投入

受注者は、枠内中詰材投入の際には、鋼製枠に直接詰石、建設機械等が衝突しないようにしなければならない。

5. 作業土工（埋戻し）

受注者は、作業土工（埋戻し）の際に、鋼製枠に敷均しまたは締固め機械が直接乗らないようにしなければならない。

1-9-6 鋼製側壁工

鋼製側壁工の施工については、第4編 1 9 5 鋼製堰堤本体工の規定による。

1-9-7 コンクリート側壁工

コンクリート側壁工の施工については、第4編 1 8 6 コンクリート側壁工の規定による。

1-9-8 間詰工

間詰工の施工については、第4編 1 8 7 間詰工の規定による。

1-9-9 水叩工

水叩工の施工については、第4編 1 8 8 水叩工の規定による。

1-9-10 現場塗装工

現場塗装工の施工については、第1編 3 3 33 現場塗装工の規定による。

第6編 道路編

第1章 道路改良

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第4章第4節道路土工、第3章第10節構造物撤去工、第3章第11節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年3月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年5月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工 切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
日本道路協会	道路土工 盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会	道路土工 擁壁工指針	(平成24年7月)
日本道路協会	道路土工 カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工 仮設構造物工指針	(平成11年3月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	(平成12年9月)
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	(平成25年10月)
日本道路協会	落石対策便覧	(平成12年6月)
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)
土木研究センター	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
日本道路協会	道路防雪便覧	(平成2年5月)
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）	(平成16年12月)
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	(平成16年12月)
日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

第3節 工場製作工

1-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、工場製作工として遮音壁支柱製作工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

工場製作については、第1編第3章第13節工場製作工（共通）の規定による。

1-3-2 遮音壁支柱製作工

1. 一般事項

受注者は、支柱の製作加工にあたっては、**設計図書**によるが、特に製作加工図を必要とする場合は、**監督員の承諾**を得なければならない。

2. 部材の切断

受注者は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

3. 孔あけ

受注者は、孔あけについては、**設計図書**に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。

なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取らなければならない。

4. 適用規定

工場塗装工の施工については、第3編 3 13 11 工場塗装工の規定による。

5. 支柱の材料

支柱（H型鋼）の材料は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の2種（SS400）又はこれと同等品以上とする。

6. 外観・形状・寸法等

支柱の外観・形状・寸法等は、JIS G 3192「熱間圧延型鋼の形状・寸法・重量及びその許容差」に規定するH型鋼とする。

7. 防錆処理

支柱及び取付材の金具及びストッパーについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の2種（HDZ55）以上、取付材のパネル固定金具については、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の2種（HDZ35）以上の防錆処理を行わなければならない。

8. 鋼管杭の材料

鋼管杭の材料は、JIS A 5525（STK400）又はこれと同等品以上とする。

第4節 地盤改良工

1-4-1 一般事項

本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。

1-4-2 路床安定処理工

路床安定処理工の施工については、第1編 3 8 2 路床安定処理工の規定による。

1-4-3 置換工

置換工の施工については、第1編 3 8 3 置換工の規定による。

第6編 道路編 第1章 道路改良

1-4-4 サンドマット工

サンドマット工の施工については、第1編 3 8 6 サンドマット工の規定による。

1-4-5 パーチカルドレーン工

パーチカルドレーン工の施工については、第1編 3 8 7 パーチカルドレーン工の規定による。

1-4-6 締固め改良工

締固め改良工の施工については、第1編 3 8 8 締固め改良工の規定による。

1-4-7 固結工

固結工の施工については、第1編 3 8 9 固結工の規定による。

第5節 法面工

1-5-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

受注者は法面の施工にあたって、「道路土工 切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工 盛土工指針5 6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）および「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

1-5-2 植生工

植生工の施工については、第1編 3 15 2 植生工の規定による。

1-5-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、第1編 3 15 3 吹付工の規定による。

1-5-4 法枠工

法枠工の施工については、第1編 3 15 4 法枠工の規定による。

1-5-5 法面施肥工

法面施肥工の施工については、第1編 3 15 5 法面施肥工の規定による。

1-5-6 アンカー工

アンカー工の施工については、第1編 3 15 6 アンカー工の規定による。

1-5-7 かご工

かご工の施工については、第1編 3 15 7 かご工の規定による。

第6節 軽量盛土工

1-6-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

1-6-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第1編 3 12 2 軽量盛土工の規定による。

第7節 擁壁工

1-7-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、擁壁工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工構造物技術基準・同解説」（日本道路協会、平成29年3月）、「道路土工 擁壁工指針 5 11・6 10 施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4. 3 施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

1-7-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編 3 4 4 既製杭工の規定による。

1-7-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編 3 4 5 場所打杭工の規定による。

1-7-5 現場打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

1-7-6 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工については、第1編 3 16 2 プレキャスト擁壁工の規定による。

1-7-7 補強土壁工

補強土壁工については、第1編 3 16 3 補強土壁工の規定による。

1-7-8 井桁ブロック工

井桁ブロック工については、第1編 3 16 4 井桁ブロック工の規定による。

第6編 道路編 第1章 道路改良

2. 前面板（音源側）の材料

前面板（音源側）の材料は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム合金 A5052P または、これと**同等以上の品質**を有するものとする。

3. 背面板（受音板）の材料

背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 **SGH、SGC** または、これと**同等以上の品質**を有するものとする。

4. 吸音材の材料

吸音板内部の吸音材料は、JIS A 6301「ロックウール吸音材」に準ずるもので、かさ比重0.15 厚さ50mmのもの、あるいはJIS A 6301「グラスウール吸音材」に規定するグラスウール吸音ボードで2号 32K（かさ比重0.032）厚さ50mmのもの又はこれと同等品以上とする。なお、耐久性の向上のため吸音材は、PVF（ポリフッ化ビニール樹脂フィルム）厚さ21 μ m又はこれと同等品以上の強度・耐候性のあるもので、かつ吸音性を劣化させないフィルムで被膜しなければならない。

5. 遮音壁付属物に使用する材料

受注者は、遮音壁付属物に使用する材料は、**設計図書**に明示したものとし、これ以外については**設計図書**に関して**監督員**と**協議し承諾**を得なければならない。

6. 吸音板の寸法の精度

吸音板の寸法の精度は表 1-5 のとおりとし、支柱間に容易に収まり、また脱落しない精度を有するものとする。

表 1-5 吸音板の寸法の精度

支柱間用	長 さ	高 さ	厚 さ
4 m	±10mm以内	±5mm以内	±5mm以内

7. 吸音板の固定金具（規格）

吸音板の固定金具（バネ）については、JIS G 4801「バネ鋼」の（SUP6）又は、これと同等品以上のものを使用するものとする。

8. 吸音板の固定金具（性能）

吸音板の固定金具は、以下の性能を満足するものとする。

- (1) 支柱及び吸音板の寸法許容誤差を考慮した空隙に対して、固定金具として有効に働くこと
- (2) 空隙が12mmのとき、バネ反力が150kg以上であること
- (3) 最小高さの保証値は、8.5mm以下とすること
- (4) 最小高さにおいて450kg以上の荷重に耐え、かつ割れを生じないこと

9. 遮音板の音響性能

遮音板の音響性能及び試験方法は下記によらなければならない。

(1) 透過損失

400Hzに対して25dB以上

1000Hzに対して30dB以上

試験方法はJIS A 1416「実験室における音響透過損失測定方法」によらなければならない。

(2) 吸音率

400Hzに対して70%以上

1000Hzに対して80%以上

試験方法はJIS A 1409「残響室吸音率の測定方法」によらなければならない。

1-12-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

1-12-4 遮音壁基礎工

受注者は、支柱アンカーボルトの設置について、**設計図書**によるものとし、これ以外による場合は、**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得なければならない。

1-12-5 遮音壁本体工**1. 遮音壁本体の支柱の施工**

遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、**設計図書**によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不揃いがないように設置しなければならない。

2. 吸音板の建込みの施工

吸音板の建込みの施工については、吸音板相互、吸音板と地際及び吸音板と支柱の接合部については、コンクリート、モルタル、アスファルト又は金属板等で密封しなければならない。

3. 吸音板の建込みの状態確認

吸音板の建込みの状態については、その都度**確認**をするものとする。

4. 吸音板の固定金具（バネ）

吸音板の固定金具（バネ）については、両端の2箇所（吸音板1枚当たり）に使用しなければならない。

5. 遮音壁付属物の施工

受注者は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止柵、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないように注意して施工しなければならない。

第2章 舗装

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路附属施設工、橋梁附属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第4章第4節道路土工、第3章第12節構造物撤去工、第3章第11節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成28年3月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)
国土交通省	防護柵の設置基準の改定について	(平成16年3月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)
日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)
建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧（平成8年度版）	(平成8年10月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
土木学会	舗装標準示方書	(平成27年10月)
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

第3節 地盤改良工

2-3-1 一般事項

本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。

2-3-2 路床安定処理工

路床安定処理工の施工については、第1編 3 8 2 路床安定処理工の規定による。

2-3-3 置換工

置換工の施工については、第1編 3 8 3 置換工の規定による。

第4節 舗装工

2-4-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、**監督員の承諾**を得なければならない。

3. 異常時の処置

受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに**監督員に連絡し、設計図書**に関して**監督員と協議**しなければならない。

4. 浮石、有害物の除去

受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

2-4-2 材料

舗装工で使用する材料については、第1編 3 7 2 材料の規定による。

2-4-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1編 3 7 5 舗装準備工の規定による。

2-4-4 橋面防水工

橋面防水工の施工については、第1編 3 7 6 橋面防水工の規定による。

2-4-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編 3 7 7 アスファルト舗装工の規定による。

2-4-6 半たわみ性舗装工

半たわみ性舗装工の施工については、第1編 3 7 8 半たわみ性舗装工の規定による。

2-4-7 排水性舗装工

排水性舗装工の施工については、第1編 3 7 9 排水性舗装工の規定による。

2-4-8 透水性舗装工

透水性舗装工の施工については、第1編 3 7 10 透水性舗装工の規定による。

2-4-9 グースアスファルト舗装工

グースアスファルト舗装工の施工については、第1編 3 7 11 グースアスファルト舗装工の規定による。

第6編 道路編 第2章 舗装

2-5-8 排水工（小段排水・縦排水）

排水工（小段排水・縦排水）の施工については、第6編 1 10 8 排水工（小段排水・縦排水）の規定による。

2-5-9 排水性舗装用路肩排水工

1. 排水性舗装用路肩排水工の施工

受注者は、排水性舗装用路肩排水工の施工にあたって底面は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。

2. 排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工

受注者は、排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工にあたっては浮き上がり防止措置を講ずるものとする。

第6節 縁石工

2-6-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、縁石工として作業土工（床掘り、埋戻し）、縁石工その他これらに類する工種について定める。

2. 障害物がある場合の処置

受注者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3. 適用規定

受注者は、縁石工の施工にあたって、「道路土工 盛土工指針」（日本道路協会、平成22年4月）の施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

2-6-3 縁石工

縁石工の施工については、第1編 3 3 5 縁石工の規定による。

第7節 踏掛版工

2-7-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、踏掛版工として作業土工（床掘り、埋戻し）、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。

2. 障害物がある場合の処置

受注者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3. 適用規定

受注者は、踏掛版工の施工については、「道路土工 盛土工指針」（日本道路協会、平成22年4月）の踏掛版及び施工の規定、第10編 2 7 4 踏掛版工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-7-2 材料

1. 適用規定

踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第1編 3 7 3 アスファルト舗装の材料の規定による。

2. ラバーシューの品質規格

踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によらなければならない。

2-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

2-7-4 踏掛版工

1. 適用規定（1）

作業土工（床掘り・埋戻し）を行う場合は、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

2. 適用規定（2）

踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、第1編 3 7 12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。

3. ラバーシューの設置

受注者は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。

4. アンカーボルトの設置

受注者は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。

第8節 防護柵工

2-8-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り・埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。

2. 障害物がある場合処置

受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3. 適用規定

受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4 1. 施工の規定」（日本道路協会、平成28年12月改訂）、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第1編 3 3 8 路側防護柵工、3 3 7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

2-8-3 路側防護柵工

1. 適用規定（1）

路側防護柵工の施工については、第1編 3 3 8 路側防護柵工の規定による。

2. 適用規定（2）

第3章 橋梁下部

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

道路土工、仮設工は、第1編第3章第4節道路土工、第1編第3章第11節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

工場製品輸送工は、第1編第3章第9節工場製品輸送工の規定による。

4. 適用規定（3）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（平成27年3月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会	道路橋補修便覧	（昭和54年2月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（平成27年3月）
日本道路協会	杭基礎設計便覧	（平成27年3月）
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	（平成9年12月）
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 擁壁工指針	（平成24年7月）
日本道路協会	道路土工 カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-	（平成29年11月）
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）

第3節 工場製作工

3-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

2. 施工計画書

受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

3. 鋼製巻尺（1）

受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。

4. 鋼製巻尺（2）

受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。

5. 名簿の整備

受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

6. 欠損部の補修

受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。

7. 材料使用時の注意（1）

受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズおよび著しいひずみ並びに内部欠陥がないものを使用しなければならない。

8. 材料使用時の注意（2）

主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとするものとする。

9. 適用規定

受注者は、工場製作工の施工については、道路橋示方書（Ⅱ鋼橋編）・同解説 18章施工の規定によらなければならない。

3-3-2 刃口金物製作工

刃口金物製作工の施工については、第1編 3 13 3 桁製作工の規定による。

3-3-3 鋼製橋脚製作工

1. 適用規定（1）

鋼製橋脚製作工の施工については、第1編 3 13 3 桁製作工の規定による。

2. 接合部の製作

受注者は、アンカーフレームと本体部（ベースプレート）との接合部の製作にあたっては、両者の関連を確認して行わなければならない。

3. 適用規定（2）

製品として購入するボルト・ナットについては、第1編 2 7 6 ボルト用鋼材の規定による。また、工場にて製作するボルト・ナットの施工については、設計図書によらなければならない。

4. 鋼製橋脚隅角部

- (1) 隅角部の柱と梁のフランジの交線となる溶接部でのせん断遅れによる応力集中を緩和させるため、原則として、柱と梁の角部の腹板にフィレットを設けるものとする。
- (2) 施工計画書には、良好な溶接品質が確保できる施工が行われることが確認できるように必要な事項について記述するものとする。
- (3) 完全溶込み溶接継手では、当面、溶接止端部の仕上げを行うものとする。
- (4) やむを得ない場合を除き、裏当金付溶接継手を用いないものとする。
- (5) 完全溶込み溶接継手の施工にあたっては、良好な溶接品質を確保するため裏はつりを徹底するものとする。
- (6) 完全溶込み溶接継手の溶接われについては、疑わしい場合には、磁粉探傷法による検査を徹底するものとする。
- (7) 完全溶込み溶接継手の内部きずについては、原則として全線にわたって超音波探傷試験による検査を実施するものとする。
- (8) 超音波探傷試験では、当面、検出レベルをL/2線として内部きずの実寸法を1mm単位で評価しその最大値が t （板厚）/3以下の場合を合格とする。

第6編 道路編 第3章 橋梁下部

7. 塩害対策

受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。

3-8-10 橋脚架設工

1. 適用規定

受注者は、橋脚架設工の施工については、第1編 3 14 3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

2. 異常時の処置

受注者は、組立て中に損傷があった場合、速やかに監督員に連絡した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。

3. 地耐力の確認

受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。

4. 架設用吊金具の処理方法

受注者は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものとする。

5. 水抜孔有効径の確認

受注者は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。

6. モルタル充填

受注者は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は設計図書によるものとする。

3-8-11 現場継手工

1. 適用規定（1）

現場継手工の施工については、第1編 3 3 25 現場継手工の規定による。

2. 適用規定（2）

受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

3. 名簿の整備

受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3-8-12 現場塗装工

現場塗装工の施工については、第1編 3 3 33 現場塗装工の規定による。

3-8-13 地下水位低下工

地下水位低下工の施工については、第1編 3 11 8 地下水位低下工の規定による。

第9節 護岸基礎工

3-9-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。

2. 水位、潮位の観測

受注者は、護岸基礎工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

3-9-3 基礎工

基礎工の施工については、第1編 3 4 3 基礎工（護岸）の規定による。

3-9-4 矢板工

矢板工の施工については、第1編 3 3 4 矢板工の規定による。

3-9-5 土台基礎工

土台基礎工の施工については、第1編 3 4 2 土台基礎工の規定による。

第10節 矢板護岸工

3-10-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。

2. 水位、潮位の観測

受注者は、矢板護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

3-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

3-10-3 笠コンクリート工

笠コンクリートの施工については、第1編 3 3 21 笠コンクリート工の規定による。

3-10-4 矢板工

矢板工の施工については、第1編 3 3 4 矢板工の規定による。

第4章 鋼橋上部

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、歩道橋本体内工、鋼橋足場等設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

仮設工は、第1編第3章第11節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編）	（平成29年11月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（平成27年3月）
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（昭和55年8月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（平成20年1月）
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）
日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	（平成3年7月）
日本道路協会	道路橋床版防水便覧	（平成19年3月）
日本道路協会	鋼道路橋の疲労設計指針	（平成14年3月）
日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説ー	（平成29年11月）
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）

第3節 工場製作工

4-3-1 一般

1. 適用工種

本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、橋梁用高柵製作工、横断歩道橋製作工、橋歴板、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

2. 施工計画書

受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。

なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

3. 名簿の整備

受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

4. 使用材料のキズ、ひずみ等

受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。

5. 主要部材

主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。

4-3-2 材料

材料については、第1編 3 13 2 材料の規定による。

4-3-3 桁製作工

桁製作工の施工については、第1編 3 13 3 桁製作工の規定による。

4-3-4 検査路製作工

検査路製作工の施工については、第1編 3 13 4 検査路製作工の規定による。

4-3-5 鋼製伸縮継手製作工

鋼製伸縮継手製作工については、第1編 3 13 5 鋼製伸縮継手製作工の規定による。

4-3-6 落橋防止装置製作工

落橋防止装置製作工については、第1編 3 13 6 落橋防止装置製作工の規定による。

4-3-7 鋼製排水管製作工

鋼製排水管製作工については、第1編 3 13 10 鋼製排水管製作工の規定による。

4-3-8 橋梁用防護柵製作工

橋梁用防護柵製作工については、第1編 3 13 7 橋梁用防護柵製作工の規定による。

4-3-9 橋梁用高欄製作工

橋梁用高欄製作工については、第1編 3 13 7 橋梁用防護柵製作工の規定による。

4-3-10 横断歩道橋製作工

横断歩道橋製作工の施工については、第1編 3 13 3 桁製作工の規定による。

4-3-11 橋歴板

橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。

4-3-12 アンカーフレーム製作工

アンカーフレーム製作工の施工については、第1編 3 13 8 アンカーフレーム製作工の規定による。

4-3-13 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第1編 3 13 11工場塗装工の規定による。

第5章 コンクリート橋上部

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、PC橋工、プレビーム桁橋工、PCホロースラブ橋工、RCホロースラブ橋工、PC版桁橋工、PC箱桁橋工、PC片持箱桁橋工、PC押出し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

仮設工は、第1編第3章第11節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年4月）
日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	（平成6年2月）
日本道路協会	コンクリート道路橋施工便覧	（平成10年1月）
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	（平成28年12月）
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）
建設省土木研究所	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）	（平成7年12月）
国土開発技術研究センター	プレビーム合成げた橋設計施工指針	（平成9年7月）
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	（平成29年11月）
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）

第3節 工場製作工

5-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、工場製作工としてプレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋼製伸縮継手製作工、検査路製作工、工場塗装工、橋歴板その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 施工計画書

受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができる。

3. 検測

受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書について監督員の承諾を得るものとする。

4. 温度補正

受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。

5-3-2 プレビーム用桁製作工

プレビーム用桁製作工については、第1編 3 13 9 プレビーム用桁製作工の規定による。

5-3-3 橋梁用防護柵製作工

橋梁用防護柵製作工の施工については、第1編 3 13 7 橋梁用防護柵製作工の規定による。

5-3-4 鋼製伸縮継手製作工

鋼製伸縮継手製作工の施工については、第1編 3 13 5 鋼製伸縮継手製作工の規定による。

5-3-5 検査路製作工

検査路製作工の施工については、第1編 3 13 4 検査路製作工の規定による。

5-3-6 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第1編 3 13 11 工場塗装工の規定による。

5-3-7 橋歴板

橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。

第4節 工場製品輸送工

5-4-1 一般事項

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。

5-4-2 輸送工

輸送工の施工については、第1編 3 9 2 輸送工の規定による。

第5節 PC橋工

5-5-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、PC橋工としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。

2. 施工計画書

受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。

- (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
- (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
- (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
- (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）

3. シースの施工

受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。

第6編 道路編 第6章 トンネル（NATM）

土木学会	トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説	(平成28年8月)
日本道路協会	道路トンネル観察・計測指針	(平成21年2月)
建設省	道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様	(昭和43年12月)
建設省	道路トンネル非常用施設設置基準	(昭和56年4月)
日本道路協会	道路土工 擁壁工指針	(平成24年7月)
日本道路協会	道路土工 カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会	道路土工 仮設構造物工指針	(平成11年3月)
建設労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定)	(平成24年3月)
日本道路協会	道路トンネル安全施工技術指針	(平成8年10月)
厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成23年3月)
林野庁	林道技術基準	(平成23年4月)
日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

第3節 トンネル掘削工

6-3-1 一般事項

本節は、トンネル掘削として掘削工その他これらに類する工種について定める。

6-3-2 掘削工

1. 一般事項

受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、余掘を少なくするよう施工しなければならない。

また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。

2. 爆破後の処置

受注者は、爆破を行った後のトンネル掘削面のゆるんだ部分や浮石を除去しなければならない。

3. 騒音、振動の処置

受注者は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動によりその処置の必要が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。

4. 防護施設

受注者は、爆破に際して、既設構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、防護施設を設けなければならない。

5. 電気雷管使用の注意

受注者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を調査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。

6. トンネルの保守に必要な措置

受注者は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、受注者の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、設計図書に関して監督員と協議するものとする。

- (1) 掘削に伴う地山の補強、地山の改良等
- (2) 支保パターンの変更
- (3) 内空断面の確保に伴う縫返し、支保工の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業
- (4) 肌落ち、崩壊防止に鋼矢板等の使用が必要になった場合
- (5) 予期しない湧水、突出水に遭遇し、その排除等が必要になった場合
- (6) 地質確認、湧水確認、水抜等による先進ボーリングが必要になった場合
- (7) 変状に伴い根固めのコンクリート、仮巻、鉄筋補強等が必要になった場合

7. 断面確保

受注者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出（原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限る。）、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り、設計図書に関して監督員の承諾を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。

8. ずり処理

受注者は、トンネル掘削によって生じたずりを、設計図書または監督員の指示に従い処理しなければならない。

9. 岩区分の境界確認

受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員と協議する。

第4節 支保工

6-4-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、支保工として吹付工、ロックボルト工、鋼製支保工、金網工、その他これらに類する工種について定める。

2. 異常時の処置

受注者は、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡しなければならない。

3. 支保パターン

受注者は、支保パターンについては、設計図書によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

6-4-2 材料

1. 吹付コンクリートの材料及び配合

- (1) 受注者は、品質を確保するための急結性能をもつ急結剤を選ばなければならない。
- (2) 受注者は、大小粒が適度に混合している骨材を使用し、設計図書に示す強度が得られ、かつ、はね返りが少ない等、施工性のよいコンクリートが得られるよう配合を定めなければならない。
- (3) 吹付コンクリートの配合、品質基準は表6-1のとおりとする。

6-9-2 材料

受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**する。なお、**協議**の結果については、第1編第1章1 1 5 第3項 施工計画書に記載しなければならない。

6-9-3 掘削補助工A

受注者は、掘削補助工Aの施工については、**設計図書**に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で**確認**して、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**し、必要最小限としなければならない。

6-9-4 掘削補助工B

1. 掘削補助工Bの施工

受注者は、掘削補助工Bの施工については、**設計図書**に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。

また、**設計図書**に示されていない場合は、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で**確認**して、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画書に記載しなければならない。

2. 施工上の注意

受注者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、速やかに中止し、**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

第7章 コンクリートシェッド

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、道路工事における道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RCシェッド工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

道路土工は、第1編 第4章 第4節 道路土工の規定による。

3. 適用規定（2）

仮設工は、第3編 第2章 第11節 仮設工の規定による。

4. 適用規定（3）

本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 擁壁工指針	（平成24年7月）
日本道路協会	道路土工 カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 仮設構造物工指針	（平成11年3月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年4月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（平成27年3月）
日本道路協会	杭基礎設計便覧	（平成27年3月）
日本道路協会	コンクリート道路橋設計便覧	（平成6年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（平成25年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成25年3月）
日本道路協会	落石対策便覧	（平成12年6月）
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
日本道路協会	道路防雪便覧	（平成2年5月）
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	（平成29年11月）
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）

第3節 プレキャストシェッド下部工

7-3-1 一般事項

本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。

7-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

第6編 道路編 第8章 鋼製シェッド

第8章 鋼製シェッド

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、鋼製シェッド工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

道路土工は、第1編第4章第4節道路土工、仮設工は、第1編第3章第11節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編）	（平成29年11月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（平成27年3月）
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（昭和55年9月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）
日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	（平成3年7月）
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（平成27年3月）
日本道路協会	杭基礎設計便覧	（平成27年3月）
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工 擁壁工指針	（平成24年7月）
日本道路協会	道路土工 カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工 仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	（平成24年4月）
日本道路協会	落石対策便覧	（平成12年6月）
日本道路協会	道路防雪便覧	（平成2年5月）
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	（平成29年11月）
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）

第3節 工場製作工

8-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、工場製作工として、梁（柱）製作工、屋根製作工、鋼製排水管製作工、鋳造費、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

2. 施工計画書

受注者は、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を、施工計画書へ記載しなければならない。

なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

3. 鋳鉄品及び鋳鋼品の使用

受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示すものを使用しなければならない。

8-3-2 材料

材料については、第2編 4 9 2 材料の規定による。

8-3-3 梁（柱）製作工

梁（柱）製作工の施工については、第1編 3 13 3 桁製作工の規定による。

8-3-4 屋根製作工

屋根製作工の施工については、第1編 3 13 3 桁製作工の規定による。

8-3-5 鋼製排水管製作工

鋼製排水管製作工の施工については、第1編 3 13 10 鋼製排水管製作工の規定による。

8-3-6 鋳造費

鋳造費は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。

8-3-7 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第1編 3 13 11 工場塗装工の規定による。

第4節 工場製品輸送工

8-4-1 一般事項

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。

8-4-2 輸送工

輸送工の施工については、第1編 3 9 2 輸送工の規定による。

第5節 鋼製シェッド下部工

8-5-1 一般事項

本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。

8-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

8-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編 3 4 4 既製杭工の規定による。

第6編 道路編 第8章 鋼製シェッド

8-7-2 材料

材料については、第1編第2章材料、第1編 3-13-2 材料の規定による。

8-7-3 排水装置工

受注者は、排水装置の設置にあたっては、水抜き孔と屋根上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。

8-7-4 落橋防止装置工

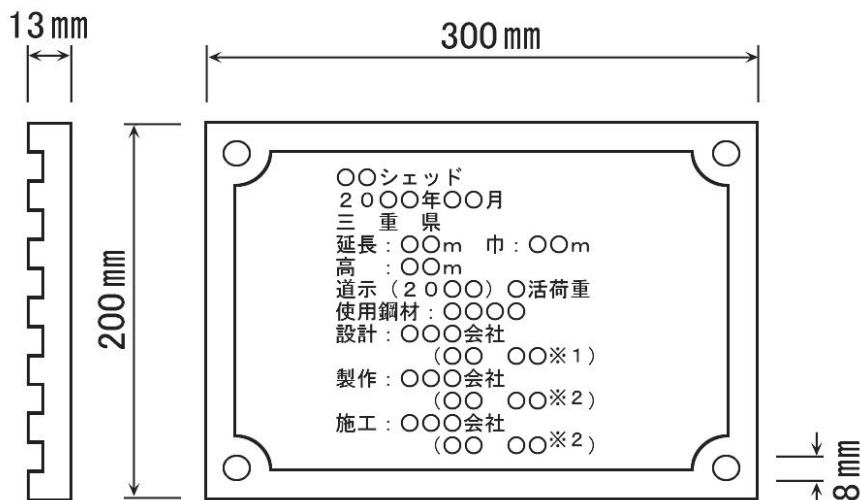
受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

8-7-5 銘板工

1. 銘板の施工

受注者は、銘板の作成について、寸法、取付け場所並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項は図8-1によらなければならない。

また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。



板厚8mm、字厚5mm、計13mm

※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

図8-1

2. 銘板の材質

銘板の材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。

3. 銘板

受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。

4. 銘板に記載する年月

受注者は、銘板に記載する年月は鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。

第9章 地下横断歩道

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、地下横断歩道工事における仮設工、開削土工、地盤改良工、現場打構築工、その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

仮設工は、第1編第3章第11節仮設工の規定による。なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)
日本道路協会	杭基礎設計便覧	(平成27年3月)
日本道路協会	道路土工 カルバート工指針	(平成22年3月)
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

第3節 開削土工

9-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、開削土工として掘削工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

2. 埋設管の位置確認

受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。

3. 埋設物の存在の有無

受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。

なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。

4. 占用物件等による協議

受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。

9-3-2 掘削工

1. 埋設土留杭等

受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

2. 地盤改良等

受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督員と協議するものとする。

第10章 地下駐車場

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、地下駐車場工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

仮設工は、第1編第3章第11節仮設工の規定による。なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会 駐車場設計・施工指針	(平成4年11月)
駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料	(平成10年6月)
日本道路協会 道路構造令の解説と運用	(平成27年6月)
日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—	(平成29年11月)
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

第3節 工場製作工

10-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

2. 施工計画書

受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について施工計画書に記載しなければならない。

10-3-2 設備・金物製作工

設備・金物製作工の施工については、第6編第4章第3節 工場製作工の規定による。

10-3-3 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第1編 3 13 11工場塗装工の規定による。

第4節 工場製品輸送工

10-4-1 一般事項

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。

10-4-2 輸送工

輸送工の施工については、第1編 3 9 2 輸送工の規定による。

第5節 開削土工

10-5-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

2. 埋設管の位置確認

受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。

3. 埋設物の存在の有無

受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。

4. 占用物件等による協議

受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。

10-5-2 掘削工

1. 埋設土留杭等

受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に定められていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

2. 地盤改良等

受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督員と協議するものとする。

10-5-3 埋戻し工

1. 水締め

受注者は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻しには、砂または砂質土を用いて水締めにより締め固めなければならない。

2. 施工上の注意

受注者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締め固めなければならない。

10-5-4 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編 4 3 8 残土処理工の規定による。

第6節 構築工

10-6-1 一般事項

本節は、構築工として躯体工、防水工その他これらに類する工種について定める。

10-6-2 躯体工

1. 均しコンクリート

受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。

第6編 道路編 第10章 地下駐車場

2. 施工計画書

受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。

10-6-3 防水工

1. 防水工の接合部

受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するように施工しなければならない。

2. 防水保護工の施工

受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。

第7節 付属設備工

10-7-1 一般事項

本節は、付属設備工として設備工、付属金物工、情報案内施設工その他これらに類する工種について定める。

10-7-2 設備工

受注者は、設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

10-7-3 付属金物工

付属金物工については、第6編第4章第3節 工場製作工の規定による。

10-7-4 情報案内施設工

1. 情報案内施設の施工

受注者は、情報案内施設の施工にあたっては、交通の安全及び他の構造物への影響に留意するものとする。

2. 支柱建て込み

受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。

3. 情報案内施設の設置

受注者は、情報案内施設を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第11章 共同溝

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、共同溝工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、現場打構築工、プレキャスト構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

仮設工は、第1編第3章第11節仮設工の規定による。なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)

道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)

(平成6年3月)

土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説

(平成28年8月)

日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—

(平成29年11月)

日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン

(平成29年11月)

第3節 工場製作工

11-3-1 一般事項

1. 工場製作工の種別

本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

2. 施工計画書

受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について施工計画書に記載しなければならない。

11-3-2 設備・金物製作工

設備・金物製作工については、第6編第4章第3節 工場製作工の規定による。

11-3-3 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第1編 3 13 11 工場塗装工の規定による。

第4節 工場製品輸送工

11-4-1 一般事項

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。

第8節 付属設備工

11-8-1 一般事項

本節は、付属設備工として設備工、付属金物工その他これらに類する工種について定める。

11-8-2 設備工

受注者は、設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

1. 換気口上屋

受注者は、換気口上屋の施工において、プレキャスト製品を使用する場合は、材質について監督員の承諾を得なければならない。

2. 仮設照明

受注者は、洞道内及び覆工内部については、作業環境保全のため、仮設照明を設置しなければならない。

3. 仮設階段

受注者は、必要に応じて昇降用の仮設階段を設置しなければならない。

4. 地下水の利用状況、井戸の有無等の調査

受注者は、周辺の地下水の利用状況、井戸の有無等の調査を行い、水位観測その他対策等が必要な場合は、設計図書に関して監督員に協議するものとする。

5. 工事により発生する水処理

受注者は、工事により発生する水処理において、下水道に排出する必要が生じた場合は設計図書に関して監督員に協議するものとする。

6. 占用企業者との調整

受注者は、占用企業者の取付金具等同時施工が必要な場合は、占用企業者と十分調整を行わなければならない。

7. 覆工部の摺り付け舗装

受注者は、覆工部の摺り付け舗装については、段差が生じないよう常に良好な維持管理を行わなければならない。

11-8-3 付属金物工

付属金物工については、第6編第4章第3節 工場製作工の規定による。

第12章 電線共同溝

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、道路工事における仮設工、舗装版撤去工、開削土工、電線共同溝工、付帯設備工、その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

開削土工は、第6編第12章第4節開削土工の規定による。

3. 適用規定（2）

仮設工は、第1編第3章第11節仮設工の規定による。

4. 適用規定（3）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

道路保全技術センター 電線共同溝

(平成7年11月)

日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー

(平成29年11月)

日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン

(平成29年11月)

第3節 舗装版撤去工

12-3-1 一般事項

本節は、舗装版撤去工として舗装版破碎工その他これらに類する工種について定める。

12-3-2 舗装版破碎工

舗装版破碎工の施工については、第1編 3 10 3 構造物取壊し工の規定による。

第4節 開削土工

12-4-1 一般事項

本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

12-4-2 掘削工

掘削工の施工については、第1編 4 3 2 掘削工の規定による。

12-4-3 埋戻し工

埋戻し工の施工については、第6編 11 5 3 埋戻し工の規定による。

12-4-4 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編 4 3 8 残土処理工の規定による。

第13章 情報ボックス工

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、情報ボックス工における情報ボックス工、付帯設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

開削土工は、第6編第12章第4節開削土工の規定による。

3. 適用規定（2）

仮設工は、第1編第3章第11節仮設工の規定による。

4. 適用規定（3）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)

日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—
(平成29年11月)

日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)

第3節 情報ボックス工

13-3-1 一般事項

本節は、情報ボックス工として作業土工（床掘り、埋戻し）、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定める。

13-3-2 舗装版破碎工

舗装版破碎工の施工については、第1編 3 10 3 構造物取壊し工の規定による。

13-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編 3 3 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

13-3-4 管路工（管路部）

管路工（管路部）の施工については、第6編 12 5 2 管路工（管路部）の規定による。

第4節 付帯設備工

13-4-1 一般事項

本節は、付帯設備工としてハンドホール工その他これらに類する工種について定める。

13-4-2 ハンドホール工

ハンドホール工の施工については、第1編 3 3 22 ハンドホール工の規定による。

第14章 道路維持

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、道路工事における巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

道路土工は第1編第4章第4節道路土工、構造物撤去工は第1編第3章第10節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第11節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編及び本編第1章～11章の規定による。

4. 道路維持の施工

受注者は、道路維持の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにならなければならない。

5. 臨機の措置

受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則 1 1 50 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。

6. 連絡体制

受注者は、常に監督員と連絡のとれる体制をとらなければならない。

7. 道路維持作業

(1) 第1編 1 1 2 用語の定義の14項のいう指示は、緊急を要するものについては口頭指示（無線電話等による指示を含む）とし、後日書面によるものとする。

(2) 受注者は、道路維持作業にあたっては、監督員から指示があれば昼夜・休日を問わず実施しなければならない。

8. 道路上の維持作業

受注者は、道路上の維持作業にあたっては、その日のうちに作業を終了させるものとし、跡片付け及び清掃を行わなければならない。やむを得ずその日のうちに作業が終了しない場合には、監督員に連絡するとともに、交通に危険がないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)
日本道路協会	道路トンネル維持管理便覧（本土工編）	(平成27年6月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)

第6編 道路編 第14章 道路維持

日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

第3節 巡視・巡回工

14-3-1 一般事項

本節は、巡視・巡回工として道路巡回工その他これらに類する工種について定める。

14-3-2 道路巡回工

1. 通常巡回

通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。

(1) 道路及び道路の付属物の状況

- ① 路面、路肩、路側、法面及び斜面
- ② 排水施設
- ③ 構造物
- ④ 交通安全施設
- ⑤ 街路樹
- ⑥ 地点標及び境界杭

(2) 交通の状況、特に道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況、及び交通処理状況

(3) 道路隣接地における工事等が道路におよぼしている影響、及び樹木等の道路構造への支障状況

(4) 道路の占用の状況等

(5) 降積雪状況及び雪崩危険箇所等の状況

2. 通常巡回の実施時期

通常巡回の実施時期は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

3. 交通異常の場合の処置

受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。

4. 巡回日誌

受注者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督員に提出しなければならない。

5. 緊急巡回

緊急巡回は、監督員の指示する実施時期及び箇所について、監督員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。

6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員

通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。

なお、緊急の場合などで監督員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。

第4節 舗装工

14-4-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、舗装工として路面切削工、舗装打換え工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。

2. 舗装工の施工

受注者は、舗装工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。

3. 適用規定

舗装工の施工による発生材の処理は、第1編 3 10 15 運搬処理工の規定による。

14-4-2 材料

1. アスファルト注入に使用する注入材料

アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。

なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。

2. 目地補修に使用するクラック防止シート

受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督員に品質を証明する資料の承諾を得なければならない。

14-4-3 路面切削工

路面切削工の施工については、第1編 3 7 15 路面切削工の規定による。

14-4-4 舗装打換え工

舗装打換え工の施工については、第1編 3 7 16 舗装打換え工の規定による。

14-4-5 切削オーバーレイ工

1. 適用規定

路面切削工の施工については、第1編 3 7 15 路面切削工の規定による。

2. 切削面の整備

- (1) 受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。
- (2) 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3. 舗設

受注者は、施工面を整備した後、第1編第3章第7節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。ただし交通開放時の舗装表面温度は、監督員の指示による場合を除き50℃以下としなければならない。

4. 縦横断計画高等の立案

受注者は、切削オーバーレイの施工前に現道部分の縦断・横断測量を実施し、施工方法（舗装構成区分・舗装構成毎の厚さ及び交通処理計画）・縦横断計画高等を立案し監督員の確認を得るものとする。

5. 適用規定

受注者は、施工面を整備した後、第1編第3章第7節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。

第15章 雪寒

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、道路工事における除雪工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

仮設工は第1編第3章第11節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

4. 道路維持

受注者は、雪寒の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。

5. 臨機の措置

受注者は、工事区間内での事故防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）	（平成16年12月）
日本道路協会 道路維持修繕要綱	（昭和53年7月）
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）
日本道路協会 道路防雪便覧	（平成2年5月）
日本道路協会 舗装設計施工指針	（平成18年2月）
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）
日本道路協会 舗装施工便覧	（平成18年2月）
日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—	（平成29年11月）
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）

第3節 除雪工

15-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。

2. 施工計画書

除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第1編 1 1 5 施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。

- （1）情報連絡体制（氏名、職名及び連絡方法）
- （2）機械配置計画

3. 通行規制

受注者は、除雪工において、**工事**区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に**設計図書**に関して**監督員**と**協議**しなければならない。

4. 作業区分

除雪工における作業時間帯による作業区分は、表15-1のとおりとする。

表15-1 作業区分

作業区分	作業時間帯
昼間作業	7時00分～19時00分
夜間作業	19時00分～7時00分

5. 確保幅員

受注者は、異常降雪時を除き常時2車線以上の幅員を確保することを目標とし、施工しなければならない。

なお、異常降雪時における目標は、**監督員**の**指示**によるものとする。

6. 作業時期

受注者は、除雪工の各作業の開始時期については、**監督員**の**指示**によるものとし、作業終了後は速やかに**監督員**に**報告**しなければならない。

ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅滞なく**監督員**に**報告**しなければならない。

7. 報告書

受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を**監督員**に**連絡**するものとし、翌日までに**設計図書**に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を**監督員**に**提出**しなければならない。

また、各月の終了後、速やかに**設計図書**に示す様式により除雪月報を**監督員**に**提出**しなければならない。

8. 作業条件の報告

受注者は、**工事**期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、**監督員**に**報告**しなければならない。なお、観測及び**報告**時間、**報告**方法は**設計図書**によらなければならない。

9. 作業上支障となる箇所

受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。

10. 異常時の処置

受注者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに**監督員**に**連絡**し**指示**を受けなければならない。

11. 交通安全

受注者は、除雪工の施工については、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。

15-3-2 材料

受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に**監督員**に品質を証明する資料の**確認**を受けなければならない。

15-3-3 一般除雪工

受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、**監督員**の**指示**を受けなければならない。

15-3-11 除雪機械修理工**1. 般事項**

受注者は、除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ないまたはそのおそれがある場合は、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

2. 除雪機械の修理内容

除雪機械の修理内容は、設計図書または監督員の指示によるものとする。

第16章 道路修繕

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路附属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定（1）

道路土工は第1編第4章第4節道路土工、構造物撤去工は、第1編第3章第10節 構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第11節 仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。

4. 道路修繕の施工

受注者は、道路修繕の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにならなければならない。

5. 臨機の措置

受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則 1 1 50 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
日本みち研究所	補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	(平成29年11月)
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

第3節 工場製作工

16-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、工場製作工として床版補強材製作工、桁補強材製作工、落橋防止装置製作工、RC橋脚巻立て鋼板製作工その他これらに類する工種について定める。

2. 施工計画書

受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。

第11編 水道・工業用水道編

第1章 一般事項

1-1-1 適用

1. 本編は、水道施設、工業用水道施設の工事に適用するものとする。
2. 本編に特に定めのない事項については、第1編 共通編の規定によるものとする。

1-1-2 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

(公社)日本水道協会	水道施設設計指針	(2012)
(公社)日本水道協会	水道維持管理指針	(2016)
(公社)日本水道協会	水道施設耐震工法指針・解説	(2009)
(一社)日本工業用水協会	工業用水道施設設計指針・解説	(2018)
(一社)日本工業用水協会	工業用水道維持管理指針	(2015)

1-1-3 工事材料の品質及び試験

1. 工事に使用する材料は、設計図書に特に明示した場合を除き、第1編 第2章 第2節の規定によるものとする。
2. 管弁類の品質、試験方法、施工方法については、以下の規格に適合するものとする。ただし、規格外のものを使用する場合には、監督員の承諾を得なければならない。
 - (1) 日本工業規格 (J I S)
 - (2) 日本水道協会規格 (J W W A)
 - (3) 日本工業用水協会規格 (J I W A)
 - (4) 日本水道鋼管協会規格 (W S P)
 - (5) 日本ダクタイル鉄管協会規格 (J D P A)
3. 水道施設の浄化施設・送水施設に使用する資機材等は、「水道施設の技術的基準を定める省令 (平成12年厚生省令第15号)」第1条第17号ハに適合することを証明する資料を、監督員に提出しなければならない。

ただし、設計図書において「浸出試験の必要なし」と明記した場合は、この限りでない。

第2章 構造物

第1節 通則

2-1-1 一般

1. 本章は、浄水場、ポンプ所等水道及び工業用水道施設の構造物築造工事に適用するものとする。
2. 受注者は、稼働中である水道の取水所、浄水場、ポンプ所等において工事に従事するときは、特に衛生面に注意し、次の事項を遵守しなければならない。ただし、仮囲い、バリケード等により稼働中の水道施設内への立入禁止措置を講じた場合はこの限りでない。
 - (1) 工事に従事する者は、病原体がし尿に排せつされる伝染病の患者又は病原体の保有者でない者とし、健康診断により病原体がし尿に排せつされる伝染病の患者又は病原体の保有者でないことを証明する証明書を作業開始前に監督員に提出しなければならない。
なお、証明書の有効期間は6ヶ月とする。
 - (2) 作業中に劇毒物、油類、汚水等により水道水等を汚染しないようにしなければならない。

第2節 目地板・止水板

2-2-1 目地板

水密性を要する沈澱池、ろ過池、浄水池等に使用する目地板は、第1編 2 12 2 目地板の第4項の規定によるものとする。

2-2-2 止水板

1. 水密性を要する沈澱池、ろ過池、浄水池等に使用する止水板は、第1編 2 15 2 に規定するゴム製止水板を使用するものとする。
2. 受注者は、止水板の隅角部、丁字部、十字部の加工接合を原則として工場で作成するものとし、現場で接合する場合は、監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、止水板に熱気及び火気を直接あててはならない。
また、コンクリートの付着を害する異物は丁寧に取り除かなければならない。
4. 受注者は、止水板がコンクリート打込み時に移動しないよう堅固に取り付けなければならない。

第3節 沈澱池、ろ過池、浄水池等の設備

2-3-1 流出トラフ

1. トラフの品質、形状、寸法は設計図書によるものとする。
2. 受注者は、トラフの製作に先立ち強度計算書、据付方法の詳細を明示した図書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、トラフの据付を慎重に行い、トラフの天端を水平かつ同一高さにしなければならない。

2-3-2 整流壁

1. 受注者は、整流壁の孔を所定の位置に正しく配置しなければならない。
2. 受注者は、整流壁の孔の型枠には所定の材質、形状、寸法のものを使用し、コンクリートの打込み時に移動しないよう堅固に取り付けなければならない。

第11編 水道・工業用水道編 第7章 塗装（塗替え）

図7-1

塗 装 記 録 表		
塗 装 年 月		年 月
塗 装 会 社	下塗	〇〇〇〇塗装(株)
	中塗	} 〇〇〇〇塗装(株)
	上塗	
塗 装 材 料	下塗	〇〇〇〇〇塗料
	中塗	} 〇〇〇〇〇塗料
	上塗	
塗料製造会社	下塗	〇〇〇〇〇〇(株)
	中塗	} 〇〇〇〇〇〇(株)
	上塗	

様式1

整理番号 _____			
塗 装 管 理 記 録			
構 造 物 名		所 在 地	
塗 装 面 積	m ²	塗 装 年 月	年 月
塗 装 前 の 状 態		完 了 後 膜 厚	μ
塗 装 業 者 名			
塗 装 メーカー名			
塗 装 仕 様	ケレン種別		
	第 1 層	(塗料名)	g / m ²
	第 2 層	"	"
	第 3 層	"	"
	第 4 層	"	"
	第 5 層	"	"
	第 6 層	"	"
塗 料 名	第 1 層		
	第 2 層		
	第 3 層		
	第 4 層		
	第 5 層		
	第 6 層		
備 考 欄			

※ 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

第8章 電気防食工

第1節 通則

8-1-1 一般

1. 本章は、水道及び工業用水道の埋設管に対し施工する電気防食に適用するものとする。
2. 受注者は、防食工事の施工に先立ち防食設計計算書及び図面を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
3. 埋設管の防食電位、防食電流密度及び陽極の耐用年数は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

8-1-2 完工測定及び報告

受注者は、工事施工後以下の試運転調整及び効果測定を行い、その結果を報告書にまとめて提出しなければならない。

(1) 試運転調整

ア 外部電源設備

外部電源設備については直流電源装置の通電回路抵抗及び代表的な地点の管対地電位測定を行って、装置の適正出力も確認するものとする。

イ 選択排流設備

排流回路抵抗を確認し抵抗器を設ける場合は、軌条対管電位、排流電流管対地電位などを測定して、抵抗器を適正抵抗値に調整するものとする。

(2) 防食効果の測定

測定位置、測定数、測定項目及び測定時間などは、管路に適した測定計画を作成し監督員の承諾を得なければならない。

ア 流電陽極設備

管対地電位を測定し適正に作用していることを確認するものとする。

イ 外部電源設備

直流電源装置を適正出力で連続稼働させ、出力電流や送水管各点での管対地電位などを測定して、外部電源装置による防食効果を確認するものとする。

ウ 選択排流設備

排流電流及び管対地電位などを測定して、排流器による電食防止効果を確認するものとする。

エ ボンド設備

ボンドした各配管の管対地電位及びボンド電流等を測定し、ボンド装置による干渉防止効果を確認するものとする。

(3) 他の金属埋設管への干渉調査

当該電食防止設備の対象区間管路と交叉、又は接近する他埋設管について干渉調査を行うものとする。調査方法や測定項目などの詳細は、他埋設管管理者及び監督員と協議しなければならない。

また、この干渉調査の結果を中部電食防止委員会に報告できる図書を作成し、監督員に提出しなければならない。

【分冊 2】

三重県公共工事共通仕様書

平成 28 年 7 月 制 定

平成 29 年 7 月 一部改正

平成 29 年 11 月 一部改正

平成 30 年 7 月 一部改正

三 重 県

三重県公共工事共通仕様書

総 目 次

【分冊 1】

第1編 共通編(技術管理課).....	1-1
第2編 河川・水路編(河川課).....	2-1
第3編 海岸編(港湾・海岸課).....	3-1
第4編 砂防・地滑り防止編(防災砂防課).....	4-1
第5編 ダム編(防災砂防課).....	5-1
第6編 道路編(道路建設課、道路管理課).....	6-1
第7編 港湾編(港湾・海岸課).....	7-1
第8編 下水道編(下水道課).....	8-1
第9編 建築編(営繕課).....	9-1
第10編 植栽工編(都市政策課).....	10-1
第11編 水道・工業用水道編(企業庁).....	11-1
第12編 農業農村整備編(農業基盤整備課).....	12-1
第13編 漁港漁場編(水産基盤整備課).....	13-1
第14編 林道編(治山林道課).....	14-1
第15編 治山編(治山林道課).....	15-1
第16編 自然公園編(みどり共生推進課).....	16-1
第17編 電気・機械設備編.....	17-1

【分冊 2】

建設工事施工管理(案)	
建設工事施工管理基準(案)	1
写真管理基準(案)	259
森林整備施工管理基準	320
森林整備写真管理基準	323
生コンクリートの取り扱いマニュアル	1
RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1
様式一覧	1
添付資料	1

建設工事施工管理基準（案）

この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第1編 1-1-28「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

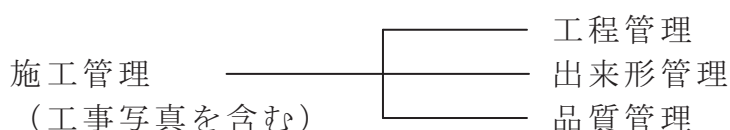
1. 目的

この基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、三重県が発注する公共工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合、又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と平行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

- ① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、以下に掲げる工種（イ）、（ロ）、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書又は監督員が指定するものを実施するものとする。

（イ）路盤

維持工事等のごく小規模なもの（施工面積が300㎡以下のもの）

（ロ）アスファルト舗装

維持工事等のごく小規模なもの（施工面積が300㎡以下のもの）

- ② 受注者はセメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「**地上型**レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「**空中写真測量**（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「**無人航空機搭載型レーザースキャナー**を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「**T S 等光波方式**を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「**T S（ノンプリズム方式）**を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「**地上移動体搭載型レーザースキャナ**を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「**R T K-G N S S**を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「**地上型**レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「**T S 等光波方式**を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「**地上移動体搭載型レーザースキャナ**を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「**T S（ノンプリズム方式）**を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 適用除外

工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様書に示すものとする。

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	13 薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		58	
				基層工		58	
			14 ブロック舗装工	下層路盤工		58	
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		58	
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		59	
				加熱アスファルト安定処理工		59	
				基層工		59	
			15 路面切削工		60		
		16 舗装打換え工		60			
		17 オーバーレイ工		60			
		舗装工(面管理)					60-1~17
		8 地盤改良工	2 路床安定処理工			61	
				3 置換工		61	
			4 表層安定処理工	サンドマット海上		61	
			5 パイルネット工			61	
			6 サンドマット工			62	
			7 バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		62	
				ペーパードレーン工		62	
				袋詰式サンドドレーン工		62	
			8 締め改良工	サンドコンパクションパイル工		62	
			9 固結工	粉体噴射攪拌工		62	
		高圧噴射攪拌工			62		
		スラリー攪拌工			62		
		生石灰パイル工			62		
		11 仮設工	5 土留・仮締切工	H鋼杭		62	
				鋼矢板		62	
				アンカー工		63	
				連節ブロック張り工		63	
				締切盛工		63	
				中詰盛工		63	
			9 地中連続壁工(壁式)		64		
		10 地中連続壁工(柱列式)		64			
		12 軽量盛土工	2 軽量盛土工		第1編 4-4-3 路体盛土工	82	
		13 工場製作工(共通)	1 一般事項	casting fee (metal support work)		65~66	
				casting fee (large rubber support work)		67	
				temporary work		67	
				cutting metal work		67	
			3 桁製作工		68~70		
			4 検査路製作工		71		
			5 鋼製伸縮継手製作工		71		
			6 落橋防止装置製作工		72		
			7 橋梁用防護柵製作工		72		
			8 アンカーフレーム製作工		72		
			9 プレベーム用桁製作工		73		
		10 鋼製排水管製作工		73			
		11 工場塗装工		74			
		14 橋梁架設工	架設工(鋼橋)	クレーン架設		75	
ケーブルクレーン架設				75			
ケーブルエレクション架設				75			
架設桁架設				75			
送出し架設				75			
トラベラークレーン架設				75			

出来形管理基準

出来形管理基準適応表

編	章	節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
1 共通	3 一般施工	14 橋梁 架設工	架設工 (コンクリート橋)	クレーン架設		76	
				架設桁架設		76	
			架設工支保工	固定		76	
				移動		76	
			架設桁架設	片持架設		76	
				押し出し架設		76	
		15 法面工 (共通)	2 植生工	種子散布工		76	
				張芝工		76	
				筋芝工		76	
				市松芝工		76	
				植生シート工		76	
				植生マット工		76	
				植生筋工		76	
				人工張芝工		76	
				植生穴工		76	
				植生基材吹付工		76	
				客土吹付工		76	
				3 法面吹付工	コンクリート		76
					モルタル		76
				4 法枠工	現場打法枠工		77
		現場吹付法枠工			77		
		プレキャスト法枠工			77		
		6 アンカー工			77		
		7 かご工	じゃかご	第1編 3-3-28 羽口工	45		
			ふとんかご	第1編 3-3-28 羽口工	45		
		16 擁壁工 (共通)	1 場所打擁壁工			78	
						78	
			2 プレキャスト擁壁工	補強土壁工法		78	
				多数アンカー式 補強土工法		78	
				ジオテキスタイルを 用いた補強土工法		78	
		4 井桁ブロック工	井桁ブロック工		79		
		17 浚渫工 (共通)	3 浚渫船運転工 (民船・官船)	ポンプ浚渫船		79	
				グラブ船		79	
	19 床版工	2 床版工	床版工		80		
	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工等	2 掘削工(切土工)	切土工		80	
				盛土工		80	
			5 盛土補強工	補強土壁工法		81	
				多数アンカー式 補強土工法		81	
				ジオテキスタイルを 用いた補強土工法		81	
			7 法面整形工	盛土部		81	
			8 天端敷砂利工	天端敷砂利工		81	
			4 道路土工	2 掘削工(切土工)	切土工		82
		路体盛土工				82	
		4 路床盛土工		路床盛土工		82	
	5 法面整形工	盛土部		82			
	土工	土工・浚渫工(面管理)				82-1~5	
	5 無筋、鉄筋 コンクリート	5 鉄筋	4 鉄筋の組立て			82	

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値(X)						
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1	3	7	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起して測定。 ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。		
厚さ	-45	-50	-15	-10									
幅	-50	-	-	-									
1	3	7	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
幅	-50	-	-	-									
厚さ	-25	-30	-8	-10									
1	3	7	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅	-50	-	-	-									
厚さ	-25	-30	-8	-10									
1	3	7	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅	-50	-	-	-									
厚さ	-15	-20	-5	-7									
1	3	7	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測定によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
幅	-25	-	-	-									
厚さ	-9	-12	-3	-4									

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の規定値の平均(X ₁₀)						
							個々の測定値(X)	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-25	-2	-3	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。いとも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 補面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-7	-9	-25	-2	-3		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	幅	-50	-50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						厚さ	-25	-30	-8	-10			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の規定値の平均(X ₁₀)						
							個々の測定値(X)	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の間隔によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。	
						幅	-25	-25	-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の間隔によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-25	-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の間隔によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取については、舗装面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の間隔によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の規定値の平均(X ₁₀)					
							個々の測定値(X)	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。	
						幅	-50	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。いとも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-25	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 路面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	平坦性	-	-	-	-	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						基準高▽	±50	-30	-10	-15			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-9	-3	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。		
						幅	-25	-25	-	-			

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の規定値の平均(X ₁₀)						
							個々の測定値(X)	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模 以上	-15	-5	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 上面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。		
						幅	小規模 以下	-20	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	2	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	中規模 以上	-9	-3	-4	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければならな いとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の場合は 測定値の平均値は適用しない。		
						幅	小規模 以下	-12	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	11	3	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	中規模 以上	-7	-2	-3	厚さは、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 舗装舗装等でコアー採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方 法によることができる。	
						幅	小規模 以下	-25	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	平坦性	3m プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(定付き) (σ)1.75mm以下	-	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路 中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して 測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省 略することができる。	
						基準高▽	±40	±50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	中規模 以上	-45	-15	-	厚さは、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。 ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	小規模 以下	-50	-	-			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	中規模 以上	-25	-30	-8	厚さは、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。 ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	小規模 以下	-50	-	-			

単位:mm

出来形管理基準

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X ₁₀)				
						厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・懸青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見取図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方で、管理図を描いた中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。	
						幅	-50	-	-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所を割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。いとも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-	-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-	-3.5	-	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所を割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長として管理し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版縁を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-	-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(下層路盤工))	目地段差	±2		±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
						基準高▽	±40	±50	-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(下層路盤工))	厚 さ	-45	-	-15	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所を割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所を割で測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50	-	-				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工))	厚 さ	-25	-30	-8	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所を割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50	-	-				

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1	3	7	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工))	厚 さ	-25	-30	-8	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。	
1	3	7	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(アスファルト中間層))	厚 さ	-9	-12	-3	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)についても、満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均値は適用しない。	
1	3	7	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-35	-4	5	幅は各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に縦断から1mの線上、全延長とす。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 路面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1	3	7	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	目地段差	±2		±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1	3	7	13	1	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
1	3	7	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚 さ	-25	-30	-8	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		

単位:mm

出来形管理基準

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							10個の規定値の平均(X ₁₀)						
							個々の測定値(X)	中規模以上	小規模以下				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で、管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。			
						幅	-50	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬいとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
						幅	-50	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
						幅	-25	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。				
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						厚さ	-45	-	基準高・幅は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。				
							幅	-50	-	厚さは、各軍線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	基準高・幅は延長80m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。			
						幅	-50	-	厚さは、各軍線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。				

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均					
							個々の測定値 (X)	中規模 以上	小規模 以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工)) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は は平均測定値の 平均	中規模 以上			
1	3	7	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処 理工)) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-54	-63	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「地上型レーザースキャナを用い た出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザ ースキャナを用いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」または「T S (ノンプリ ズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)に基づき出来形管理 を実施する場合、その他基準に規定す る計測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差+平均値+設計厚さから求める高さとの 差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上で管理可能な工事をいい、舗装施 上面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。	
							小規模 以下	-10	-8			
1	3	7	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-36	-45	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「地上型レーザースキャナを用い た出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザ ースキャナを用いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」または「T S (ノンプリ ズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)に基づき出来形管理 を実施する場合、その他基準に規定す る計測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差+平均値+設計厚さから求める高さとの 差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上で管理可能な工事をいい、舗装施 上面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。	
							小規模 以下	-7	-5			

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均						
							個々の測定値 (X)	中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーフェスマニヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェスマニヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェスマニヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」または「TS(ノンブリスラム方式)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差 平坦性	-17	-20	-2	-3			1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーフェスマニヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェスマニヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェスマニヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」または「TS(ノンブリスラム方式)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーフェスマニヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェスマニヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェスマニヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」または「TS(ノンブリスラム方式)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均						
							個々の測定値 (X)	中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1	3	一般 舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーフェイス管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェイス管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンブリスラム方式)」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
1	3	一般 舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工)) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーフェイス管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェイス管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンブリスラム方式)」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案) に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	

単位: mm

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	測 定 基 準	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	個々の測定値は平均測定値の平均	個々の測定値は平均測定値の平均					
1	3	7	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-54	中規模以下	-63	中規模以上	-8	小規模以下	-10	単位：mm 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
1	3	7	8	4			半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-36	中規模以下	-45	中規模以上	-5	

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
1	3	7	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-20	-25	中規模 以上	小規模 以下	単位：mm 1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーフェイス管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェイス管理要領（舗装工事編）（案）」または「ITS（ノンブリスム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合とする。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能ないし、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3				
1	3	7	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	3m ² 以上のレーザー (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	—	-17	-20	中規模 以上	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーフェイス管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェイス管理要領（舗装工事編）（案）」または「ITS（ノンブリスム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合とする。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能ないし、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一種類の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						平坦性	—	—	—	—				

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均						
							個々の測定値 (X)	中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1	3	7	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
1	3	7	9	1		厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
1	3	7	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工)) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
1	3	7	9	1		共通編							

単位：mm

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要	
							10個の測定値の平均(X10)							
							* 面管理の場合は平均測定値の平均							
1	3	7	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	個々の測定値 (X)	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーベイ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レーザーサーベイ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンブリスキャナ方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合とする。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>
							中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10		
1	3	7	9	4	排水性舗装工 (加熱スプアールト安定処理工)) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	個々の測定値 (X)	中規模 以上	小規模 以下	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーベイ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レーザーサーベイ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンブリスキャナ方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合とする。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>
							中規模 以上	小規模 以下	-36	-45	-5	-7		

単位: mm

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	標準偏差 (σ)	分散 (σ ²)			
1	3	7	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	中規模以下	小規模以上	小規模以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」 または 「TS (ノンブリスム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合とする。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	中規模以上	中規模以下	小規模以上	小規模以下			
1	3	7	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」 または 「TS (ノンブリスム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合とする。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—	—	—	—			

単位：mm

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均						
							個々の測定値 (X)	中規模以上	小規模以下	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差/平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差/平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差/平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚さあるいは標高較差	-20	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差/平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X10)	個々の測定値 は平均測定値の 平均	10個の測定値の 平均(X10)			
1	3	7	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	中規模 以下	中規模 以上	中規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーキヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーサーキヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、または「TS(ノンブリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1	3	7	11	1			厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	中規模 以下	中規模 以上			中規模 以下
1	3	7	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーキヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーサーキヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、または「TS(ノンブリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均						
							個々の測定値 (X)	中規模以上	小規模以下	中規模以上			
1	3	7	11	3	グーアスアスアルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーフェイスキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
1	3	7	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーフェイスキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000m ² 未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	

単位：mm

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘 要		
							10個の測定値の平均(X10)							
							個々の測定値(X)	中規模以上	小規模以下					
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模以上	-55	-66	平均	-8	出来形管理において「地上型レーザーザイザイ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「地上移動体搭載型レーザーザイザイ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンブリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。	工事規模の考え方で、管理図を描いた中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さあるいは 標高較差	中規模以上	-55	-66	平均	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーザイザイ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「地上移動体搭載型レーザーザイザイ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンブリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方で、管理図を描いた中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模以上	-55	-66	平均	-8	出来形管理において「地上型レーザーザイザイ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)「地上移動体搭載型レーザーザイザイ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)または「TS(ノンブリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方で、管理図を描いた中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

単位: mm

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)	* 面管理の場合は平均測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	-20			-27
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						中規模 以上	中規模 以下	小規模 以下	-22			-

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (下層路盤工)) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	工事規模の考え方で、管理図を描いた中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50			
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	-8	工事規模の考え方で、管理図を描いた中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		

単位：mm

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均					
							個々の測定値 (X)	中規模以上	小規模以下			
1	3	7	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模以上	-55	-66	-8	工事規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 工事規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
1	3	7	12	9			コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模以上	-20		

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘 要
							10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均					
							個々の測定値 (X)	中規模以上	小規模以下			
1	3	7	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーサーフェイスキヤナード（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザーサーフェイスキヤナードを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンブリスム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						目地較差	±2					

単位：mm




出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	3 一般施工	16 擁壁工(共通)	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1分所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2分所。		
						法長 ϕ	-50			
						$\phi < 3m$	-50			
						$\phi \geq 3m$	-100			
						厚さ t_1 t_2 t_3	-50			
						延長 L_1 L_2	-200	1施工箇所毎。		
1 共通編	3 一般施工	17 浚渫船運転工	3	1	浚渫船運転工 (民船、官船) (ポンプ浚渫船)	基準高▽	上限 +200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値は設計基準高以下であること。		
						電気船	下限 -800			
						200ps	+200			
						500ps	+200			
						1000ps	+200			
						250ps	+200			
						420ps	+200			
						600ps	+200			
						1350ps	+200			
						幅	-200			
						延長	-200			
						基準高▽	+200以下			
						幅	-200			
						延長	-200			
1 共通編	3 一般施工	17 浚渫船運転工	3	2	浚渫船運転工 (クランプ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	上限 +200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値は設計基準高以下であること。		
						幅	下限 -200			
						基準高▽	+200以下			
						幅	-200			
						延長	-200			



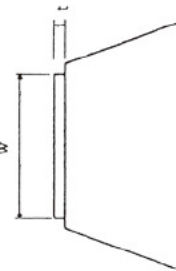
出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	3	19	2		床版工	基準高▽	±20	<p>基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)</p>		
						幅 w	0～+30			
						厚さ t	-10～+20			
					床版工	鉄筋のかぶり	設計値以上	<p>1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。</p>		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20			
					掘削工	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	<p>1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</p>		
						基準高▽	±50			
						法長 ϕ	-200 法長-4%			
1	4	3	2		掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のもは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)または「RTK-GNSS S」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。</p>		
						法長 ϕ	-100 法長-2%			
						幅 w ₁ w ₂	-100			
1	4	3	3		盛土工	基準高▽	-50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のもは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)または「RTK-GNSS S」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は各法層で測定。</p>		
						法長 ϕ	-100 法長-2%			
						幅 w ₁ w ₂	-100			

出来形管理基準

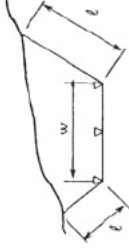
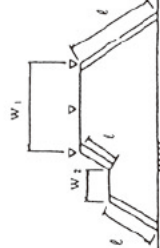

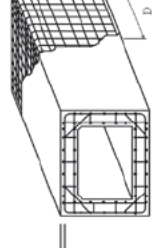
出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	6		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
						厚さ t				
						幅 w				
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	7		堤防天端工	厚さ t	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		
						t < 15cm	-50			
						t ≥ 15cm	-100			

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位:mm

編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	-200			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3・4		路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	-100			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
						幅 w ₁ w ₂	法長-2%			
1 共通編	5 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の長さ n : 10本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。 最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編：標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋編 6.6)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第1編3-19-2 床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上			

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	4	土工	3	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その本来管理に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>			
						平場	±50				±150
						法面(小段含む)	±70				±160

出来形管理基準

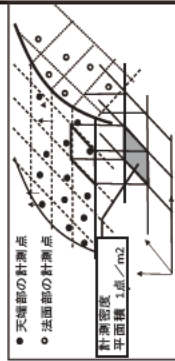
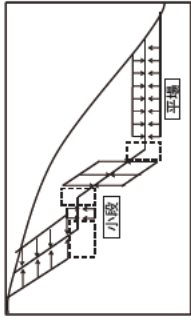
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測定基準	測定箇所	摘 要		
1	4	3	2	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の最も厳しい値を採用する。</p>			
						法面 4割<勾配	平均値	-50				-150
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	平均値	-50				-170
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	平均値	-60				-170
1	4	3	3	3	河川・海岸・砂防土工	標高較差						

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測定基準	測定箇所	摘 要
1	4	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	 	
						標高較差	±50			
					水平または標高較差	±70	±160			

出来形管理基準

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測定基準	測定箇所	摘 要
1	4	4	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場面に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の最も厳しい値を採用する。</p>		
						法面 (小段含む)	±50	±150			
			4			標高較差	±80	±190			

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測定基準	測定箇所	摘 要
							平均値	個々の計測値			
1	3	17	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	標高較差	±0以下	+400以下	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする		

単位：mm

写真管理基準（案）

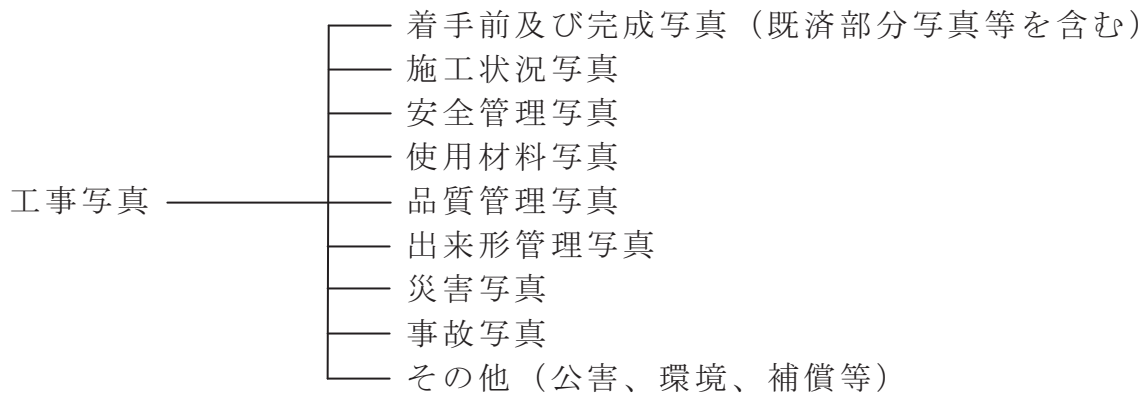
（適用範囲）

1. この写真管理基準は建設工事施工管理基準（案）7に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）国土交通省」による。

（工事写真の分類）

2. 工事写真は次のように分類する。



（工事写真の撮影基準）

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

（1）撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

（2）撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点(位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略 図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 国土交通省」に準拠し、写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入して整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

写真管理基準（案）

（情報化施工）

4. 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

（写真の省略）

5. 工事写真は次の場合に省略する。

- （1）品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。
- （2）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- （3）監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

（写真の編集等）

6. 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

（撮影の仕様）

7. 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- （1）写真はカラーとする
- （2）有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。
- （100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度）

（撮影の留意事項）

8. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。
- （1）「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
 - （2）施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
 - （3）不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
 - （4）撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

写真管理基準（案）

（５）撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

（整理提出）

9. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）国土交通省」に準拠する。

（その他）

10. 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

（１）代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。

（２）適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

（３）不要とは、「デジタル写真管理情報基準 国土交通省」に準拠し、写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。

写真管理基準（案）

撮影箇所一覧表

編	区分		写真管理項目			摘要
			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
全編共通 (第11編 水道・工業 用水道編除 く)	着手前・ 完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	着手前1枚	
		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	施工完了後1枚	
	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の 工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
			施工中の写真	工種、種別毎に設計図 書、施工計画書に従い施 工していることが確認で きるように適宜 〔施工中〕	適宜	
				創意工夫・社会性等に関 する実施状況が確認でき るように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社 会性等に関す る実施状況の 提出資料に添 付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、 形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 1枚		
	図面との不一致	図面と現地との不一致 の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「空中写真測量 (無人航空機)を用いた出 来形管理要領(土工編) (案)」による場合は、撮 影毎に1回 〔発生時〕 ただし、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を 用いた出来形管理要領(土 工編)(案)」、「RTK -GNSSを用いた出来形 管理要領(土工編) (案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出 来形管理要領(土工編) (案)」、「無人航空機搭 載型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(土 工編)(案)」、「地上移 動体搭載型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要 領(土工編)(案)」によ る場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	不要 ただし、「空中写真測量 (無人航空機)を用いた 出来形管理要領(土工 編)(案)」による場合 は、写真測量に使用し たすべての画像(ICONフォ ルダに格納) ただし、「TS等光波方 式を用いた出来形管理要 領(土工編)(案)」、「 TS(ノンプリズム方 式)を用いた出来形管理 要領(土工編) (案)」、「RTK-G NSSを用いた出来形管 理要領(土工編) (案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工 編)(案)」、「無人航 空機搭載型レーザース キャナーを用いた出来形 管理要領(土工編) (案)」、「地上移動 体搭載型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理 要領(土工編)(案)」 による場合は、代表箇所 各1枚	工事打合簿に 添付する。	
	安全管理	安全管理	各種標識類の 設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	実施状況資料 に添付する。
			各種保安施設の 設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
			監視員 交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
			安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕		
	使用材料	使用材料	形状寸法、使用数量、 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添 付する。
			品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回		
			検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		
	品質管理		別添 撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影	不可視部分の施工	適宜	適宜
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表(出来形管理)に準じて撮影	不可視部分の施工	適宜	適宜	
		出来形管理基準が 定められていない	監督員と協議事項			
災害	被災状況	被災状況 及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜		

写真管理基準 (案)
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工程	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	7 アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	〔施工中〕		
				整正状況	各層毎400mに1回		
					〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕		
					ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕			
				ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
			アスファルト舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	〔施工中〕		
				整正状況	各層毎400mに1回		
					〔整正後〕		
厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕						
	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕						
幅	各層毎80mに1回〔整正後〕						
	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕						
アスファルト舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚				
	転圧状況	〔施工中〕					
	整正状況	各層毎400mに1回					
		〔整正後〕					
	厚さ	1,000㎡に1回					
		※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕					
幅	各層毎80mに1回〔整正後〕						
	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕						

写真管理基準（案）
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			概要	
				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚		
				転圧状況	〔施工中〕			
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
					アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
					幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
					アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
					8 半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚
						転圧状況	〔施工中〕	
		整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
		厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕					
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕				

写真管理基準（案）
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			概要
				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況			
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			半たわみ性舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況			
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況			
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚				
	タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚				
	タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
	浸透性ミルク 注入状況	400mに1回 〔注入時〕					
	平坦性	1工事1回 〔実施中〕					

写真管理基準（案）
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	9 排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	〔施工中〕		
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
				排水性舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	敷均し厚さ		各層毎400mに1回
	転圧状況	〔施工中〕					
	整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					
	厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕					
	幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕					
	排水性舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚			
	転圧状況	〔施工中〕					
整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕						
厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕						
幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕						

写真管理基準（案）
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工程	写真管理項目			摘要	
				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
				転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
				排水性舗装工 (基層工)	修正状況		400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
				排水性舗装工 (表層工)	修正状況		400mに1回 〔修正後〕	
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
			平坦性	1工事1回 〔実施中〕				
			10 透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
				転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
				厚さ	各層毎200mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
				透水性舗装工 (表層工)	修正状況		400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
			平坦性	1工事1回 〔実施中〕				
			11 グラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
				転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
グラスアスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕		代表箇所 各1枚				
タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕							
グラスアスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕			代表箇所 各1枚			
タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕							
平坦性	1工事1回 〔実施中〕							

写真管理基準（案）
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	12 コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	〔施工中〕		
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
				コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ		各層毎400mに1回 〔施工中〕
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
			厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
			コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
			転圧状況	〔施工中〕			
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕						
幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕						

写真管理基準（案）
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工程	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般 舗装工	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
				タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
				スリップバー、 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
				鉄網寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (下層路盤工))	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕		

写真管理基準（案）
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般 舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	〔施工中〕		
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			厚さ	各層毎200mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
			コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回		代表箇所 各1枚
				転圧状況	〔施工中〕		
				整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕						
コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層))	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚				
	タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
	幅	各層毎80mに1回〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕					

写真管理基準（案）
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			概要	
				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
				修正状況				
				厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
				平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			
				コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート		各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚
					鉄筋寸法、位置		80mに1回 〔据付後〕	
			横膨張目地部 ダウエルバー		1施工箇所1回 〔据付後〕			
			縦そり突合せ 目地部・縦そり		80mに1回 〔据付後〕			
			平坦性		1工事に1回 〔実施中〕			
			厚さ		各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
			13 薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕							
薄層カラー舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	敷均し厚さ	転圧状況		各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
		修正状況		各層毎400mに1回 〔修正後〕				
	厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕						
	幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕						
薄層カラー舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ	転圧状況		各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚			
		修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕					
	厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要						
	幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕						

写真管理基準（案）
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			摘要
				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
1 共通	3 一般施工	7 一般舗装工	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕		
				整正状況	400mに1回 〔修正後〕		
			薄層カラー舗装工 (基層工)	タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	
				厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕		
				整正状況	400mに1回 〔修正後〕		
			14 ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕		
			ブロック舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕		
			ブロック舗装工 (上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工))	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕		
			ブロック舗装工 (加熱アスファルト上安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
				転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
				幅	各層毎80mに1回〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕		
				整正状況	400mに1回 〔修正後〕		
ブロック舗装工 (基層工)	タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚				
	整正状況	400mに1回 〔修正後〕					
15 路面切削工	幅	1施工箇所1回〔施工後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	代表箇所 各1枚				
	厚さ(基準高)						
16 舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚				
	平坦性	1施工箇所1回 〔施工後〕					
17 オーバーレイ工	タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚				
	整正状況	400mに1回 〔修正後〕					
	厚さ						

写真管理基準 (案)
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			概要	
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
1 共通	3 一般施工	16 擁壁工 (共通)	1 場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
				厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕			
			2 プレキャスト擁壁工	掘付状況	200m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚		
			3 補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強 土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
		4 井桁ブロック工		裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
			法長 厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕				
		17 浚渫工 (共通)	3 浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
	19 床版工			2 床版・横組工	厚さ 幅 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕		代表箇所 各1枚
	4 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工 等	2 掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚		<ul style="list-style-type: none"> ・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
				法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕			
「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。								
3 盛土工			巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚			
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要					
			締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕				
法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。						

写真管理基準（案）
出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条・工種	写真管理項目			概要
				撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工等	5 盛土補強工 (補強土壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
			7 法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔仕上げ時〕	代表箇所各1枚	
			8 堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	
		4 道路土工	2 掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所各1枚	・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
				法長	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕		
				※右のいずれかで撮影する。	「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
	3 路体盛土工 4 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所各1枚			
		締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕				
		法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。				
	5 無筋、鉄筋 コンクリート	5 鉄筋	5 法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔仕上げ時〕	代表箇所各1枚	
			4 組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所各1枚	
				かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所各1枚	
		組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験(電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	代表箇所各1枚(試験種別毎)		

様式番号	書式(事項)名	ページ	備考
様式・出来形18-1	土砂掘削出来形管理表	79	出来形管理基準及び規格値第13編
様式・出来形20-1(1)	路盤出来形管理表	80	〃
様式・出来形20-1(2)	路盤出来形管理図	81	〃
様式・出来形20-2(1)	舗装出来形管理表	82	〃
様式・出来形20-2(2)	舗装出来形管理図	83	〃
様式・出来形23-1	単体魚礁製作出来形管理図	84	〃
様式・出来形23-2	組立魚礁組立出来形管理図	85	〃
様式・出来形23-3(1)	魚礁沈設出来形管理表(1)	86	〃
様式・出来形23-3(2)	魚礁沈設出来形管理表(2)	87	〃
様式・出来形23-3(3)	魚礁沈設出来形管理表(3)	88	〃
様式・出来形23-3(4)	魚礁沈設出来形管理表(4)	89	〃
様式・出来形23-3(5)	魚礁沈設出来形管理表(5)	90	〃
様式・出来形24-4	石材投入出来形管理表	91	〃
様式・出来形27-1(1)	すみ肉溶接出来形管理表	92	〃
様式・出来形27-1(2)	突合わせ溶接出来形管理表	93	〃
様式・出来形27-1(3)	鉄筋フレア溶接出来形管理表	94	〃

様式について

- (1) 共通仕様書第1編により定められた様式(第1号様式～第14号様式)の内、第11号様式工事履行報告書、第14号様式電子媒体等納品書を除く様式は、国土交通省の様式を準用してもよい。
- (2) 建設工事施工管理基準(案)による様式1-1～様式5-1-2については、国土交通省の様式を準用してもよい。

様式第1号

工 事 着 手 届

平成 年 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地
受注者
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

次の工事に着手しましたから届けます。

工 事 番 号 及 び 工 事 名	
工 事 施 行 場 所	三重県 市 町 地内 郡
請 負 代 金 額	金 円
着 手 年 月 日	平成 年 月 日

生コンクリートの取り扱いマニュアル

平成29年8月14日

三 重 県

生コンクリートの取り扱いマニュアル

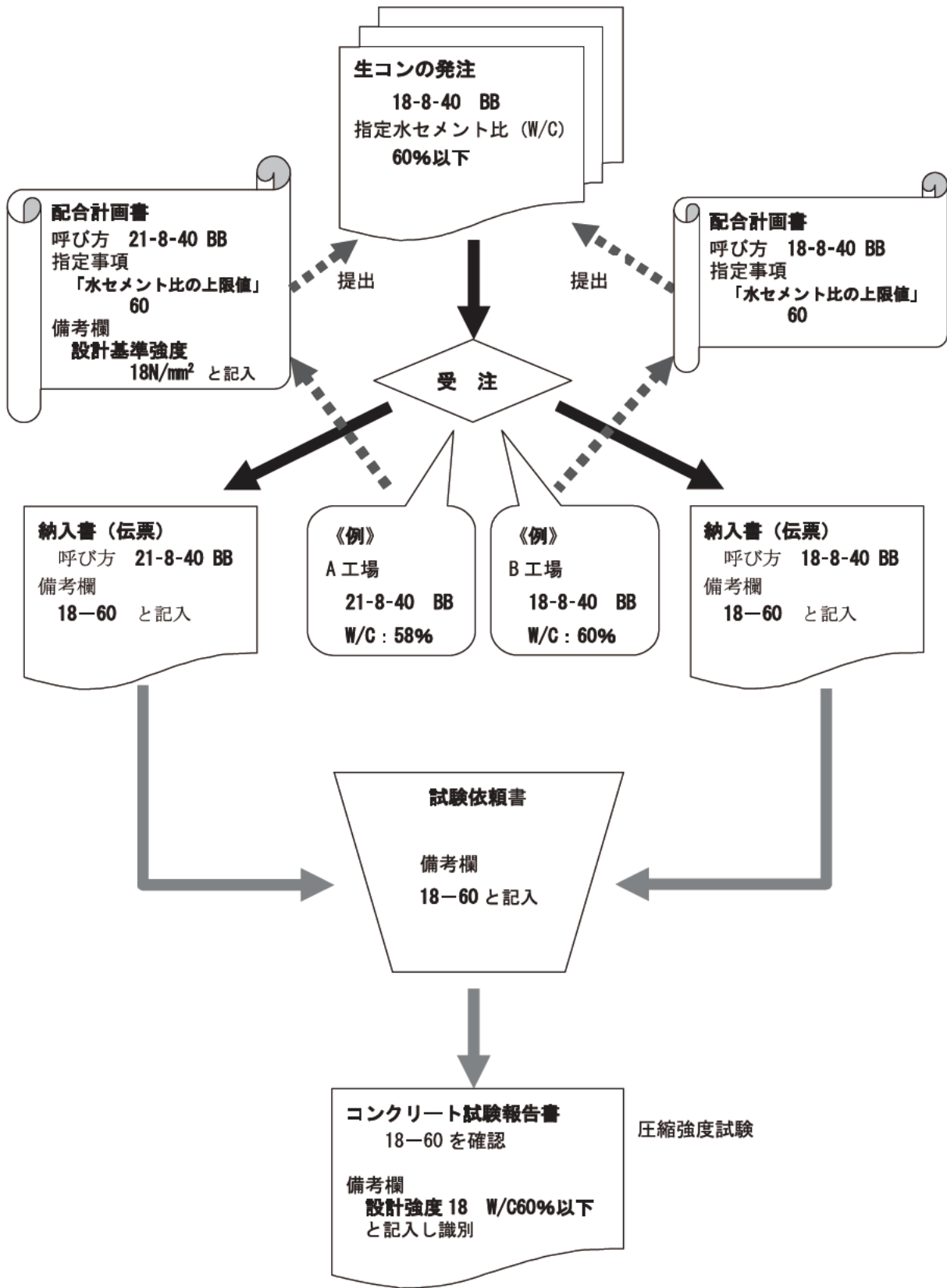


図 2 - 1 水セメント比指定に伴う対応について (フロー)

第3章 コンクリート構造物の品質確保の調査について

1. 調査の報告

共通仕様書「第1編第5章5-3-1第2項品質確保の調査」の「1テストハンマーによる強度推定調査」「2圧縮強度試験による確認」「3ひび割れ発生状況の調査」「4微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」「5非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」の調査報告については、以下のとおりとする。

1-1 テストハンマーによる強度推定調査及び圧縮強度試験

構造物毎に別添様式-1により調査票を作成し、監督員に提出すること。

1-2 ひびわれ発生状況の調査

構造物毎に別添様式-2により調査票を作成し、監督員に提出すること。

1-3 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定調査

第7章7-2「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）」に定める様式により作成し、監督員に提出すること。

1-4 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定調査

第8章8-2「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（解説）」に定める様式により作成し、監督員に提出すること。

2. ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項

2-1 原因の推定方法

原因の推定方法については、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）で詳しく述べられており、これを参考にすると良い。

ひび割れの発生パターン（発生時期、規則性、形態）・コンクリート変形要因（収縮性、膨張性、その他）・配合（富配合、貧配合）・気象条件（気温、湿度）を総合的に判断して、原因を推定することができる。

また、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」（土木学会）においても、ひび割れの発生原因の推定等について記述されているので、参考にされたい。

2-2 判断基準

補修の要否に関するひび割れ幅については、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」に記載されている（表3-1）。施工時に発生する初期欠陥の例については、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」に示されている。

実際の運用にあたっては、対象とする構造物や環境条件により、補修、補強の要否の判断基準は異なる。完成時に発生しているひび割れは、すべてが問題となるひび割れではない。例えば、ボックスカルバートなどに発生する水和熱によるひび割れに関しては、ボックスカルバートの形状から発生することを避けられないひび割れであるが、機能上何ら問題は無い。

3. 調査に要する費用について

微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定調査及び非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定調査に要する費用は、積算基準等に基づき計上するものとする。